

工事における 総合評価落札方式の実施方針について

【令和5年度版】

国土交通省 九州地方整備局

1. 令和5年度総合評価落札方式の 主な変更点

- 1) 令和5年度 基本方針
- 2) 試行工事「専任補助者制度」の適用範囲の拡大
- 3) 工場製作を伴う工事における配置予定技術者の同種工事の要件の見直し
- 4) 施工能力評価型の配点の見直し
- 5) 企業実績評価型の配点等の見直し
- 6) 「製作工場の有無」の評価対象の見直し
- 7) 機械チャレンジ型の見直し
- 8) 営繕チャレンジ型の配点の見直し

1) 令和5年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和5年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

2) 試行工事「専任補助者制度」の適用範囲の拡大

- 技術者不足が深刻な問題となっている状況を踏まえ、円滑な技術継承を推進することを目的として、一般土木工事を対象に当該制度の適用範囲の拡大を図る。
- 経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
- 専任補助者制度活用の有無は、落札決定後から工期の始期までに選択が可能とする。
- 専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は出来ないものとする。**
 - ◆対象⇒**現行**：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）
 - ⇒令和5年度：工事種別 一般土木工事（A等級、B等級、C等級）

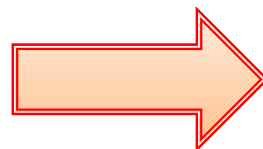
専任補助者活用イメージ

総合評価手続時



配置予定技術者A

経験豊富なベテラン技術者Aを配置予定技術者として審査



契約時



若手技術者等B

若手技術者等Bを主任技術者（監理技術者）として配置

- ※若手技術者Bの条件
- ・主任（監理）技術者となりうる資格を有するもの
 - ・年齢制限は設けていない。



配置予定技術者A

配置予定技術者Aは、専任補助者として現場に配置
※現場代理人兼任可

入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。

専任補助者は、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。

専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

◆対象：競争参加資格要件（配置予定技術者の要件）

・工場製作及び現場施工を一括で行う工事において、配置予定技術者の同種工事の要件として、これまで工場製作の経験を有する者であることを求めていたが、原則、配置予定技術者においては、工場製作の経験を求めないこととする。企業の工場製作の同種工事の施工実績は、引き続き、求めるものとする。

◆対象：工場製作及び現場施工を一括で行うすべての工種に適用（空港港湾関係を除く工事に適用）

◆競争参加資格として、企業及び配置予定技術者に求める同種工事の要件

現行

	工場製作の実績・経験	現場施工の実績・経験
企業の実績	同種工事必要	同種工事必要
配置予定技術者の経験	同種工事必要	同種工事必要

※現行、主に鋼橋上部工工事及び機械設備工事において、工場製作の実績を求めていた。

見直し

	工場製作の実績・経験	現場施工の実績・経験
企業の実績	同種工事必要	同種工事必要
配置予定技術者の経験	同種工事不要	同種工事必要

※原則、すべての工種において、配置予定技術者に工場製作の実績は求めない。

- ※ 工場製作時と現場施工時において、同一の配置予定技術者を配置する場合、現場施工の同種工事の経験が必要。
- ※ 工場製作時と現場施工時において、配置予定技術者が交代する場合、工場製作時の配置予定技術者は、同種工事の経験は不要。

4) 施工能力評価型の配点の見直し

概要

◆評価項目：「配置予定技術者の能力」

「企業的能力等」

「地域貢献等」の配点

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

【本官・分任官工事】

- 配置予定技術者の表彰の評価を3点から2点とし、企業の表彰と同じ配点とする。
- 配置予定技術者の能力の工事实績について5点から6点とする。
- 企業の表彰の評価を1点から2点とし、配置予定技術者の表彰と同じ配点とする。
- 「地域貢献等」における評価項目について、配点を2点又は1点とする。

⇒現行：「配置予定技術者の能力」工事实績：5点

表彰：3点

「企業的能力等」表彰：1点

「地域貢献等」全オプション：2点

⇒令和5年度：「配置予定技術者の能力」工事实績：6点

表彰：2点

「企業的能力等」表彰：2点

「地域貢献等」全オプション：2点又は1点

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)		見直し (Ⅰ・Ⅱ型)	
配置予定技術者の能力	必須	工事実績		5	6
	オプション	工事成績		10	10
		表彰		3	2
		配置予定技術者の資格		1	1
		継続教育（CPD）の状況	1	1	
		指定する工事の工事实績	1	1	
		発注者の指定する資格保有技術者	1	1	1
		橋梁補修工事の実績【鋼橋上部、PC工事は必須】	1	1	
		その他	1	1	
	小計		20	20	
企業的能力等	必須	工事実績		2	2
	オプション	工事成績		4	4
		表彰		1	2
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】		3	3
		週休2日工事の実績		1	1
		指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	
		ICT施工の実績	1	1	
		若手・女性技術者の配置促進	1	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	
		〇〇工事の実績	1	1	
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	2	
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	
		ISOの認証取得状況	1	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	
		建設業労働災害防止協会加入	1	1	
		建設業退職金共済制度加入	1	1	
		その他評価すべき項目	1	1	
	小計		14	15	
地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則必須】		2	1又は2
		特定工事の実績		2	1又は2
		近隣地域内工事の実績		2	1又は2
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】		2	1又は2
		継続的な技術者保有に基づく信頼度		2	1又は2
		継続的な営業に基づく信頼度		2	1又は2
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点		2	1又は2
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・橋門ゲート設備に適用可能】		2	1又は2
		専門工種の施工機械自社保有状況		2	1又は2
		小計		6	5
関係する評価	賞上げの実施を表明した企業等	3	3	3	3
	賞上げ基準に達していない場合等（減点）	-4	-4	-4	-4
	小計		3		3
合計			43		43

※本官工事については「指定する工種に配置する～登録基幹技能者の配置」を必須項目2点とし、「企業的能力等」及び「地域貢献等」のオプションから6点選択するものとする。

概要

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【企業実績評価型】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、配置予定技術者の能力の工事实績を求めない等の見直しを行う。

①配点

- ⇒ 現行：配置予定技術者の能力・工事实績：2点
企業的能力等・工事实績：2点
企業的能力等・表彰：1点
- ⇒ 令和5年度：配置予定技術者の能力・工事实績：0点
企業的能力等・工事实績：3点
企業的能力等・表彰：2点
※配置予定技術者の工事实績で設定していた2点を
企業的能力等の工事实績、表彰に1点ずつ配点

②配置予定技術者の同種要件（競争参加資格）

・競争参加資格としての配置予定技術者の同種要件についても求めないこととする。

配点

			現行 （Ⅰ・Ⅱ型）		見直し （Ⅰ・Ⅱ型）			
者の能力	必須	工事实績	2		-			
		小計	2		0			
企業 の 能力 等	必須	工事实績	2		3			
		工事成績	4		4			
		表彰	1		2			
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	5		5			
		週休2日工事の実績	1		1			
	オフ シ ョ ン	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	1	1		
		ICT施工の実績	1		1			
		若手・女性技術者の配置促進	1		1			
		下請け予定業者の表彰実績	1		1			
		〇〇工事の実績	1		1			
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	1		1			
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1		1			
		ISOの認証取得状況	1		1			
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1		1			
		建設業労働災害防止協会加入	1		1			
		建設業退職金共済制度加入	1		1			
		その他評価すべき項目	1		1			
		小計	14		16			
		地域 貢 献 等	オフ シ ョ ン		災害協定に基づく活動実績【原則必須】		2	4
特定工事の実績	2			2				
近隣地域内工事の実績	2			1				
近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2			1				
継続的な技術者保有に基づく信頼度	2			1				
継続的な営業に基づく信頼度	2			1				
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2			1				
製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2			2				
小計	4			4				
賃上げの実施に 関する評価	必須	賃上げの実施を表明した企業等	2	2	2	2		
		賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3	-3	-3		
合計			22		22			

6)「製作工場の有無」の評価対象の見直し

概要

◆評価項目：地域貢献等-「製作工場の有無」

(選択項目：鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備等)

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】

- ・九州内に自社の製作工場がある場合に加点評価を行うこととしていたが、発注工事と同じ工種区分の製作実績（付属物のみは除く）のある工事に限定するよう変更する。

⇒ 現行：九州内の自社製作工場の有無について、2段階で評価

⇒ 令和5年度：九州内の自社製作工場の有無について、2段階で評価

ただし、発注工事と同じ工種区分の製作実績のある工場に限る。

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
地域貢献等	製作工場の有無 【選択 鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備等で設定可】	九州内に自社工場の有無. ただし、発注工事と同じ工種区分の製作実績のある工場に限る。	2段階	九州内に自社工場あり：A 九州内に自社工場なし：E	A：1 又は 2 E：0

7) 機械チャレンジ型の見直し (1/2)

【背景】

- 現行の試行により、経験の少ない技術者の参加ができる事となった一方、工事实績が多い企業が受注している傾向となっていることから、現在の機械チャレンジ型に加えて、直轄工事の受注件数が少ない企業にも受注機会が拡大するよう、配点を見直した新たなチャレンジ方式（参入促進タイプ）を追加する。
- 併せて、現行の機械チャレンジ型を技術者確保タイプとし、より企業の能力に重視した配点に見直しを行う。

【内容】

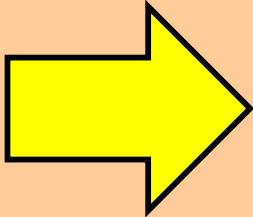
【技術者確保タイプ】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事で、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【参入促進タイプ】

- 「参入促進タイプ」は、技術者の能力を求めないことに加え、受注実績が少ない企業に受注機会を与えることが目的であることから、工事成績・表彰、工事の手持ちに関する評価項目は削除し、当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、比較的難易度の低い更新や修繕を行う機械設備工事で、当該年度の発注状況を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【現行と見直しの概要】



機械チャレンジ型 【試行：現行】		企業評価点 (43点)
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	
	工事成績 4点	
	表彰1点	
	手持ち 3点	
	技能者顕彰等 2点	
	週休2日1点	
	OP1点	
地域貢献等 最大26点	災害協定実績 6点	
	特定工事实績 10点	
	近隣点検実績 10点	
	賃上げの実施表明 3点	

機械チャレンジ型 【試行：技術者確保タイプ】		企業評価点 (25点)	機械チャレンジ型 【試行：参入促進タイプ】		企業評価点 (13点)	
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点		企業の能力等 最大 6点	工事实績 2点		
	工事成績 4点			受注実績 3点		
	表彰1点			OP1点		
	手持ち 3点		地域貢献等 最大6点	災害協定実績 3点		
	技能者顕彰等 2点			近隣点検実績 3点		
	週休2日1点			賃上げの実施表明 1点		
	OP1点					
地域貢献等 最大9点	災害協定実績 3点					
	特定工事实績 3点					
	近隣点検実績 3点					
賃上げの実施表明 2点						

8) 営繕チャレンジ型の配点の見直し

営繕チャレンジ型

【背景】

・営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。

・そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。

・また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。

・以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手又は女性技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【概要】

評価項目		営繕チャレンジ型 【（R4）試行】配点		営繕チャレンジ型 【（R5）試行】配点	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 等	工事实績		0.0		0.0
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	配置予定技術者の資格 （資格取得後の経験年数）				
	オプション項目 （継続教育（CPD）の状況）				
企 業 の 能 力 等	工事实績	10.0	18.0	10.0	15.0
	受注（契約）実績	4.0			
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	登録基幹技能者等の配置	1.0		1.0	
	オプション項目 （若手又は女性技術者の配置、労災共、 建退共への加入等）	3.0		4.0	
地域貢献等 （オプション項目）		12.0	12.0	15.0	15.0
賃上げ の実施 に関す る評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0		2.0	
	賃上げ基準に達していない場合等（減 点）	▲ 3.0		▲ 3.0	
合計		32.0		32.0	

※営繕チャレンジ型の配点の見直し。

- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない（変更無し）。
- ・受注（契約）実績の評価項目を無くし、若手又は女性技術者の配置促進（1点→2点）、及び地域貢献等の配点（12点→15点）を増加。

2. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式の導入と改善の経緯

九州地方整備局においては、平成13年2月に掲示した「箱崎地区舗装修繕工事」において最初の総合評価落札方式が適用されている。平成14年6月には「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、総合評価管理費を計上しない評価項目の評価方法が規定されたことで適用割合が2割程度まで拡大された。

さらに、平成17年4月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価落札方式であることが明示され、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」(平成17年9月)により、「簡易型」「標準型」「高度技術提案型」の総合評価落札方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じていずれかの方式が適用可能となった。

平成17年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工事品質の低下の懸念が一層高まったことを受け、平成18年12月には「緊急公共工事品質確保対策について」が発表され、その中心的な施策として、総合評価落札方式に新たに施工体制評価点が導入されることとなった。

その後、総合評価落札方式の適用拡大が進み、平成19年度時点においては契約件数ベースで96%の適用率に達している。

また、平成20年度からは「標準型」が「標準Ⅰ型」と「標準Ⅱ型」に分類され、平成24年度からは「特別簡易型」を設けることで、受発注者相互の簡素化・効率化を図ってきた。

平成24年10月からは一部工事を対象に、総合評価落札方式の二極化(「施工能力評価型」「技術提案評価型」)の試行を行い、平成25年度は、すべての総合評価落札方式適用工事を対象として、二極化の試行を実施してきた。

平成25年9月11日に、約1年間の試行結果を踏まえ、第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 第13回全体委員会」における審議を経て、平成25年11月より総合評価落札方式(二極化)の本格運用を実施してきた。

令和元年6月には品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、中長期的な担い手確保や発注者の責務が示された。

これを受け、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、令和2年1月に「発注関係事務の運用に関する指針」が改正され、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめられた。

このように、総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化しており、今後も、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式は、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で除することにより算出する。（**除算方式**）

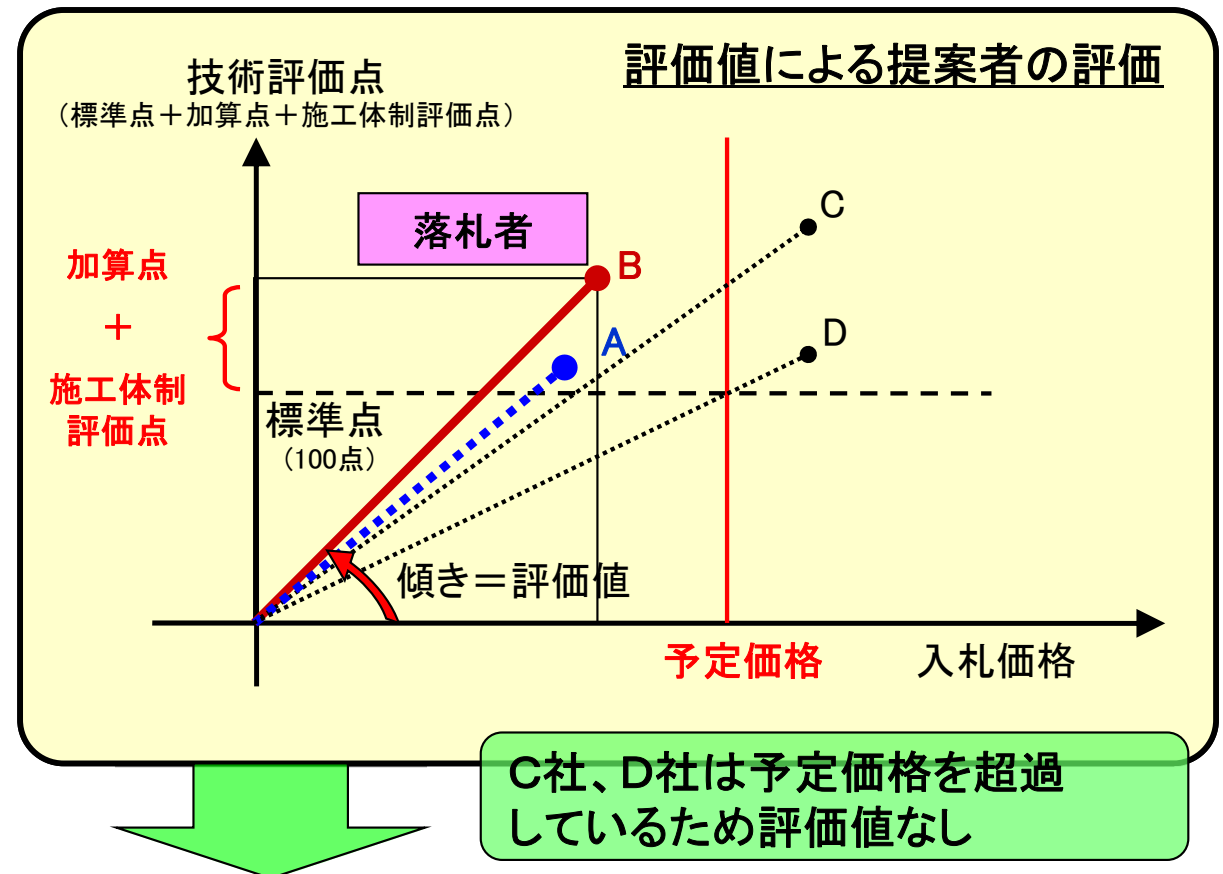
【落札者の決定方法】

※予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を11点から64点までの範囲、施工体制評価点満点30点で構成する。



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、**評価値が最も高いのは、B社。**
したがって、最も評価値の高い **B社** が落札者となる。

入札契約方式と工事種別毎の等級区分

- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則**とする。
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札※¹を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕							
7.2億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官 契約	本官 契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備 橋梁補修
※ ² 6.8億円				Bランク	Bランク					
3.0億円	一般競争入札	分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Cランク	Cランク	Bランク	Aランク	Bランク	Bランク	
2.0億円										
1.2億円				Dランク	Dランク	Bランク	Bランク	Cランク	Cランク	
0.6億円										
0.5億円	一般競争入札						Bランク	Cランク	Cランク	
0.25億円										

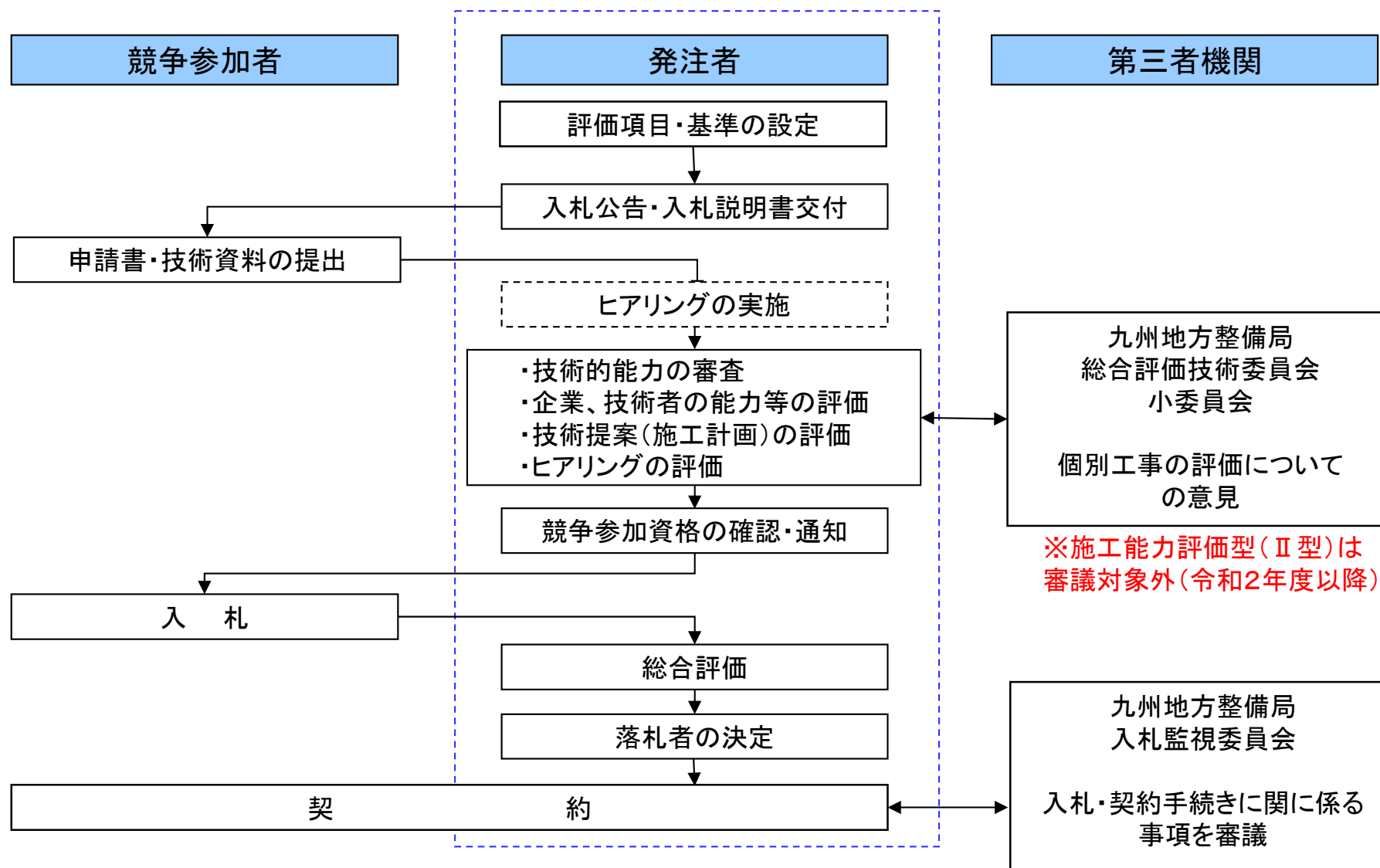
※¹ 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可

※² WTO対象工事は、令和4年度から6.8億円以上

【工事希望型とは】概ね20者程度選択し技術資料の提出を求め、提出された当該資料等に基づき指名する方式

総合評価落札方式の実施フロー

・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 小委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」**において審議することとしている。



総合評価落札方式適用のタイプの概要

← **施工能力を評価する** → ← **施工能力に加え、技術提案を求めて評価する** →

	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない (実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない		必要に応じて実施	必要に応じて実施(技術対話)		
段階選抜	実施しない		必要に応じて試行的に実施			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	AⅢ 型	AⅡ 型	AⅠ 型

総合評価落札方式のタイプの概要

■施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、配置予定技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う I 型と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う II 型に分類される。

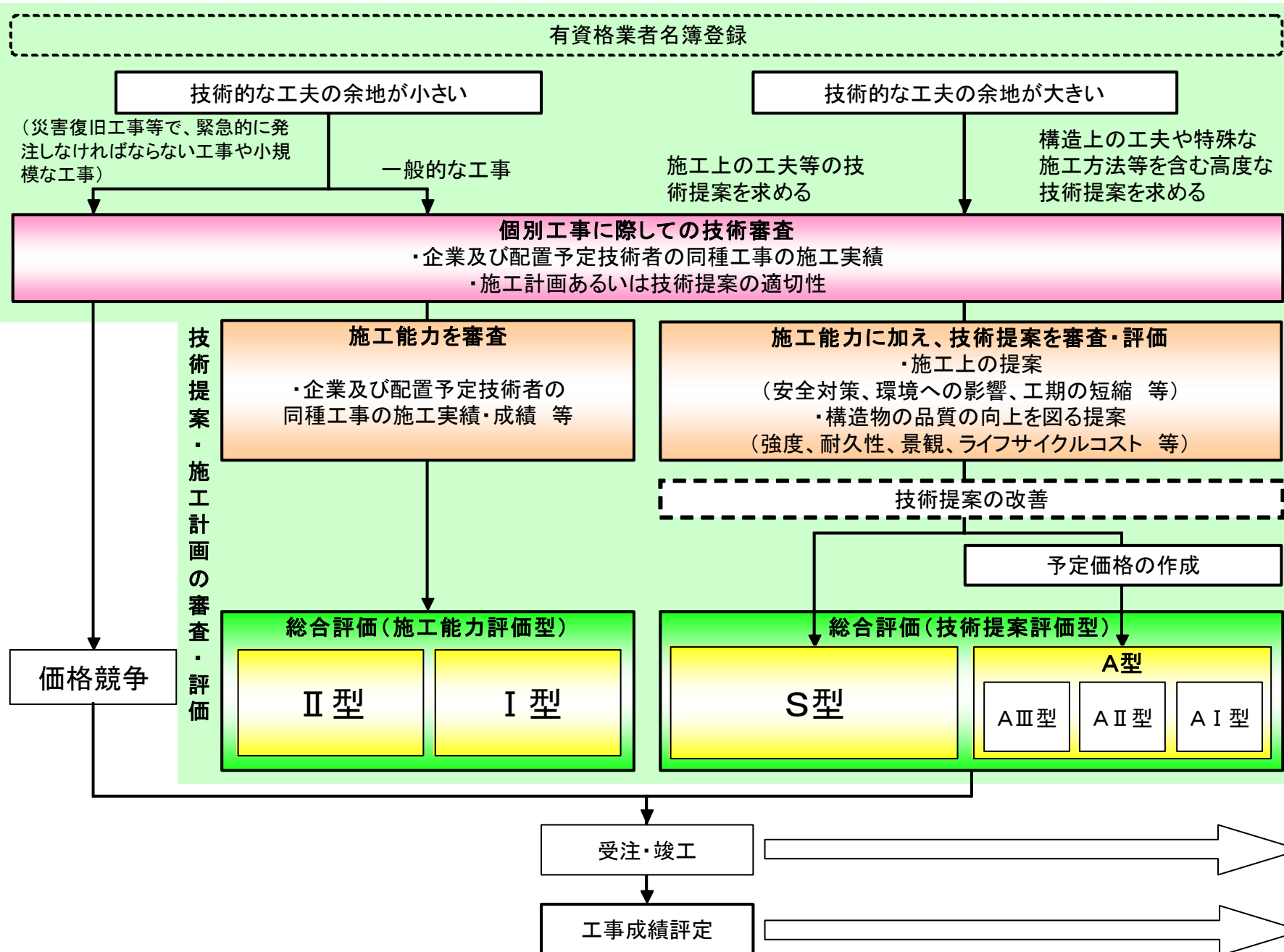
■技術提案評価型

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別され、A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う方式。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う方式として実施している。

総合評価落札方式適用の概要

技術的能力の審査



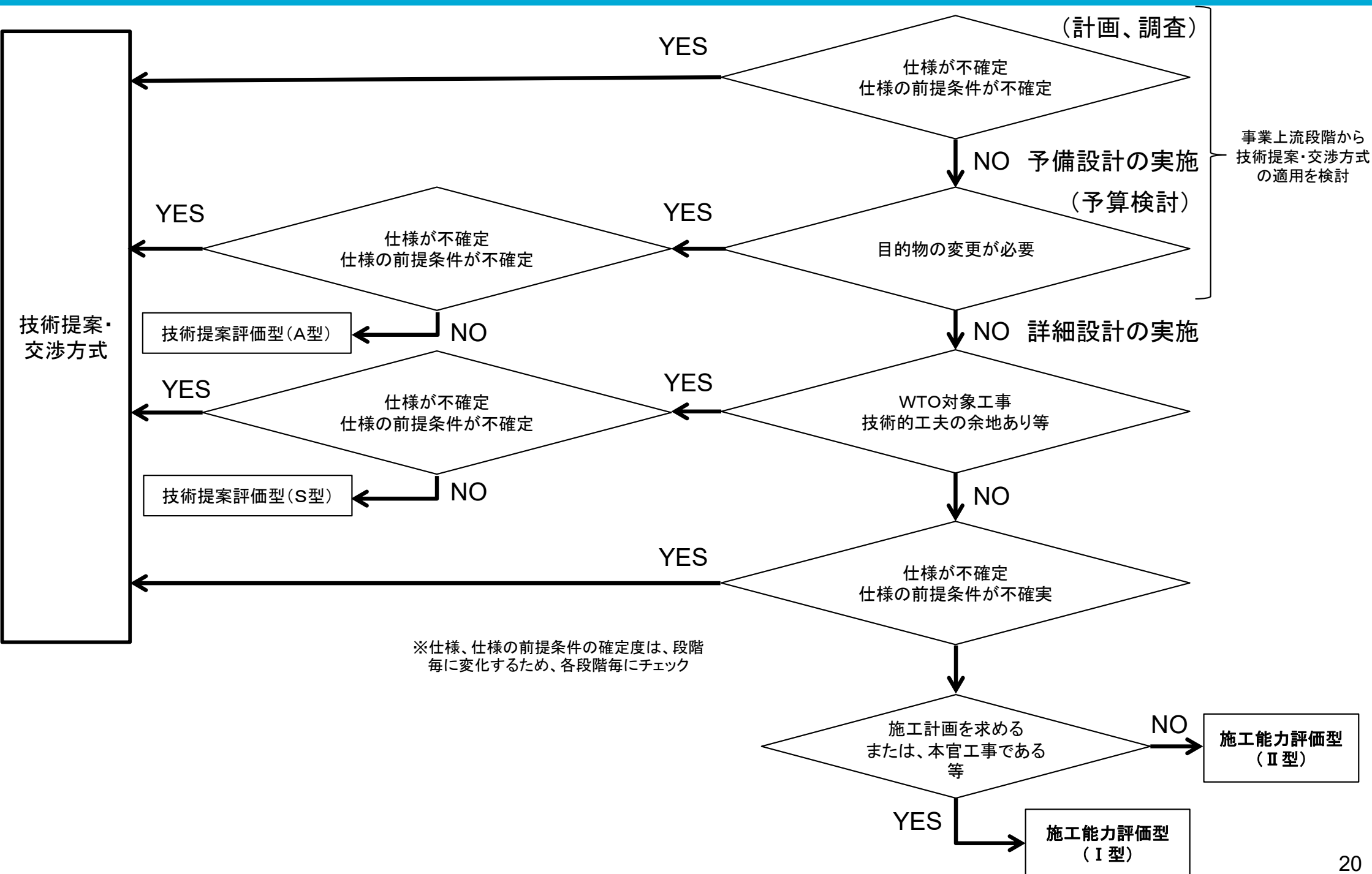
工事発注における審査・評価に反映

工事の施工実績や工事成績の保存・活用

工事施工実績

工事成績

総合評価落札方式のタイプ選定フロー



総合評価落札方式のタイプ選定

- ・総合評価落札方式のタイプ選定は、工事規模や難易度により下表のように設定する。
- ・1千万円以下の工事については、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用する。

工事規模(億円)							
6.8 3.0 0.1	WTO 技術提案評価型(S型)				WTO 技術提案評価型(A型)		
	施工能力評価型(I型) ※2			技術提案評価型(S型) ※1			
	施工能力評価型(II型)	施工能力評価型(I型) ※2					
工事の難易度	I	II	III	IV	V	VI	

※1 工種および難易度によっては技術提案評価型(A型)を選定できる

※2 工種および難易度によっては技術提案評価型(S型)を選定できる

注)これにより難しい場合は、総合評価落札方式のタイプ選定フローを参照

※令和4年度から6.8億円

工事の技術的難易度

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典：国土交通省 請負工事成績評定要領

事業 分類	工事区分	工 事 難 易 度					
		低い					高い
		I	II	III	IV	V	VI
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・ 地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進・開削)、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度(官庁営繕、土木営繕関係)

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

総合評価落札方式のタイプ選定毎の配点割合

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案(施工計画)、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、下表の通りとする。
- ・地域貢献等の評価は、②企業の能力等の中で必要に応じて設定する。

評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型				
		Ⅱ 型	I 型	S型	S型(WTO)	A型(Ⅲ)	A型(Ⅱ)	A型(Ⅰ)
施工計画		—	○	—	—	—	—	—
技術提案		—	—	30	60	70	70	70
企業の能力等		20(16)	20	15	—	—	—	—
配置予定技術者の能力等		20(14)	20	15	—	—	—	—
賃上げの実施に関する評価		3(2)	3	4	4	4	4	4
加算点満点		43(32)	43	64	64	74	74	74
提案内容		—	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物 そのものに係る提案	
評価方法		—	可or不可	点数化		点数化		
段階選抜方式		—	—	△	△	△		
配置予定技術者ヒアリング		—	—	△	△	○		

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

○: 必須
△: 必要に応じて実施

総合評価落札方式の方式選定基準

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、**配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度**を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	
			WTO以外	WTO対象
ヒアリング	実施しない	実施しない	必要に応じて実施。 実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	
段階選抜方式	実施しない	実施しない	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施する (一般土木工事、建築工事のWTO対象案件は原則実施) 一次審査における審査評価点の合計の上位10者又は15者を選抜する	

【参考】ヒアリング内容及び評価（案）

評価指標	ヒアリングの内容	評価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要 (工事内容及び工事での役割等)	ヒアリング内容により 「配置予定技術者の工事实績評価点×係数(1.0、0.5、0.0)※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により 「技術提案評価点(テーマ毎)×係数(1.0、0.5、0.0)※」

※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

総合評価落札方式のタイプ毎の評価項目

- ・施工能力評価型及び技術提案評価型（S型）の評価項目は下表のとおりとする。
- ・本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木（B）、PC（セグメント桁を除く）及び建築（B）においては、地元企業活用評価型を適用する。
- ・なお、技術提案評価型（A型）については、別途ガイドラインにより実施する。

凡例） ◎：必須項目 ○：選択項目 ●：段階選抜の場合の評価項目
△：地元企業活用評価型の場合の評価項目

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型）	
			Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
①施工計画	施工計画（1テーマ：設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）			◎※1		
②技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項	品質の向上				
		環境の維持				
	社会的要請に関する事項	交通の確保				
		特別な安全対策			◎	◎
		省資源対策またはリサイクル対策				
	総合的なコストに関する事項及び施工計画	ライフサイクルコスト				
		施工上配慮すべき事項				
③配置予定技術者の能力等	工事実績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	
	表彰（優秀技術者、若手技術者）		◎	◎	◎	
	配置予定技術者の資格		◎	◎		
	オプション	継続教育（CPD）の状況	○	○		
		指定する工事の施工実績	○	○		
		発注者の指定する資格保有技術者	○	○		
		橋梁補修工事の実績	○	○	○	
		その他	○	○		

※1 施工計画は可か不可のみを評価する。

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型）	
			Ⅱ型	Ⅰ型	WTO以外	WTO
④企業の能力等	工事実績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	●
	表彰（安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者）、工事成績優秀企業の認定		◎	◎	◎	●
	工事の持ち手状況		◎※2	◎※2	○	
	週休2日の実績		◎	◎		
	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置		○	○	△	
	オプション	下請予定業者の表彰実績	○	○	△	
		ICT施工の実績	○	○		
		若手・女性技術者の配置	○	○		
		その他オプション項目	○	○		
⑤地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績	○	○		
		特定工事の実績	○※3	○※3		
		その他オプション項目	○	○		
⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率		△	△	△	
⑦賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		◎	◎	◎	◎
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）		◎	◎	◎	◎
⑧施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性		◎	◎	◎	◎
⑨減点項目	事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」「口頭注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10％又は5％、2.5％を減点する。		◎	◎	◎	●

※2 一般土木工事のみ必須、その他の工種は選択項目。ただし、地元企業活用評価型は選択項目

※3 土木系工事は原則必須

入札契約手続きの見直しの実施方針

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

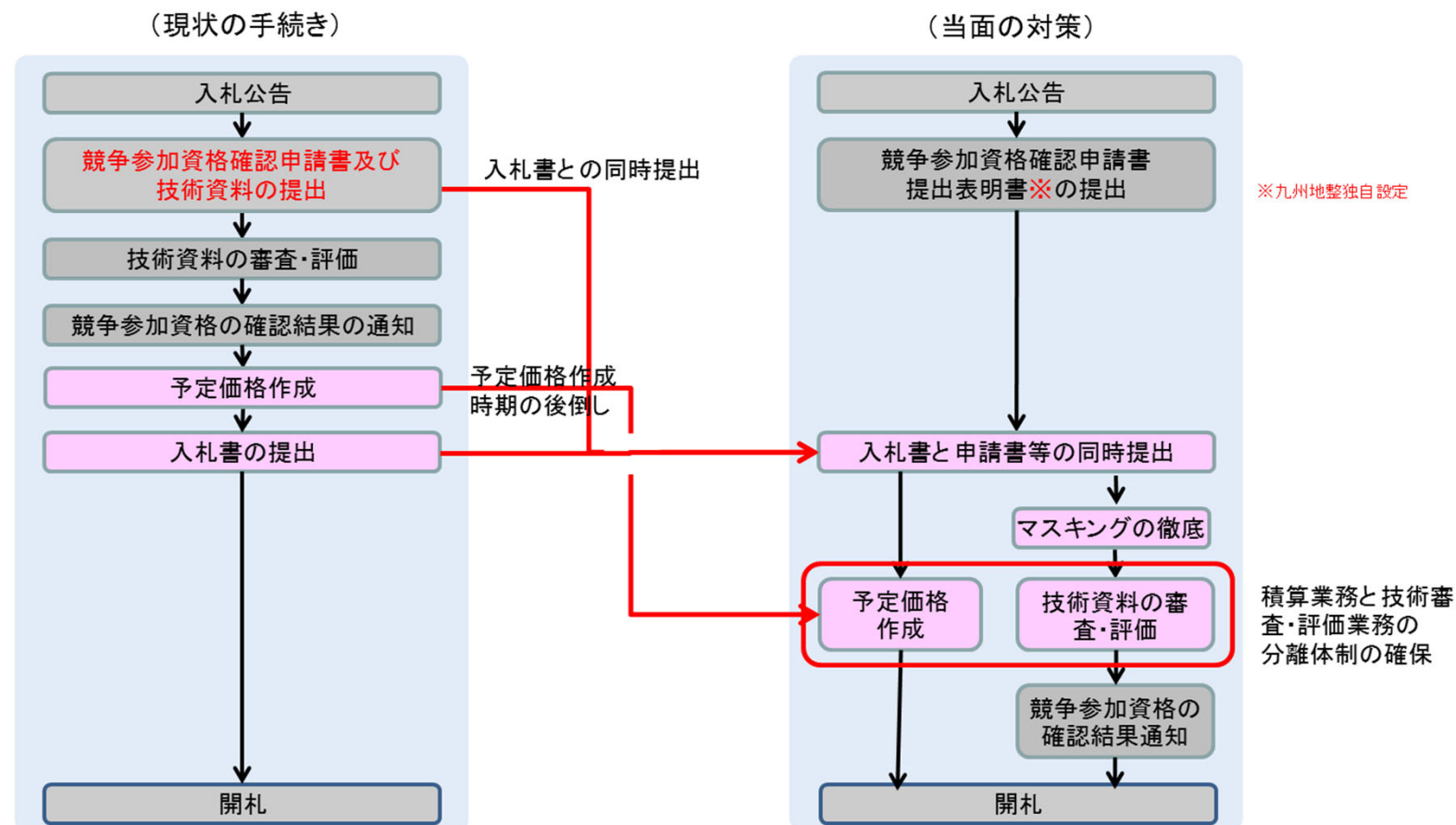
国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

◆分任官発注で**施工能力評価型**を適用する**一般土木工事**のうち**予定価格が6千万円以上3億円未満**の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆**平成26年4月1日以降**に入札手続きを開始する工事から適用する。



施工計画の評価等【施工能力評価型(Ⅰ型)】

■施工計画の評価

- ・施工能力評価型(Ⅰ型)においては、当該工事にかかる施工計画(設計図書(標準案)の範囲内で重点的に配慮すべきこと又は、施工の効率化や新技術の活用による生産性向上に関すること)を求める。
- ・施工計画の評価は、設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」又は「施工の効率化や新技術の活用による生産性向上に関する事項」に対して、現場条件を踏まえて記述が適切であれば「可」、不適切あるいは未記載であれば「不可(失格)」とし、競争参加資格なしとする。

■施工計画の履行確認等

- ・「可」の評価を受けた施工計画については、受注後に施工計画書に記載することとし、発注者が履行の確認を行う。
- ・履行義務は発生するが、総合評価のペナルティとしての違約金、工事成績評定の減点は行わない。(工事成績評定の通常の考査項目に反映させる。)

技術提案の評価等【技術提案評価型(S型)】

■技術提案の評価

- ・技術提案の評価は、当該工事の特徴を踏まえ、施工上の課題に対する工夫のポイント、かつ、その工夫の具体的施工方法に着目し、その効果・効用とそれが得られる確実性等の優位性に対して評価する。
- ・「設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質向上が見込めるもの」及び「設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質向上が見込めるもの」を加点評価する。
- ・また「現場条件又は施工条件を適切に反映したもの」及び「生産性向上(省力化、効率化、労働環境の改善等)につながるもの」についても加点評価する。
- ・加点は、提案毎に設定し、評価項目毎の加算点は提案毎の点数の合計とする。

■技術提案の履行確認等

- ・「○」の評価を受けた技術提案については、「提案値入札書」に記載し入札時に提出するものとし、施工時に必ず実施しなければならない。
- ・「－」の評価を受けた技術提案については、受注後に施工計画書に記載することとし、発注者が履行の確認を行う。なお、受注後の施工計画書提出時に技術提案の実施について監督職員と協議し、標準案で施工することができる。
- ・「－」の評価を受けた技術提案については、履行義務は発生するが、総合評価のペナルティとしての違約金、工事成績評定の減点は行わない。但し、工事成績評定の通常の考査項目に反映させる。
- ・「×」の評価を受けた技術提案については、実施不可とする。

技術提案不履行時のペナルティ【技術提案評価型】

正当な理由なく、「○」の評価を受けた技術提案が実施できない場合は、下記の措置を行う。

■工事成績評定からの減点

- ・受注者により提案された技術提案（施工上の課題）が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、工事成績評定から、実施できなかった技術提案項目に応じて、その項目の配点相当を減点するものとする。

（例）

- ・〇〇〇〇の対策について（10点）が履行できない場合 → 最大10点を減点する。

■違約金の徴収

- ・受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、技術提案全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（下式参照）を違約金として徴収する場合がある。

（違約金算出式）

違約金＝当初契約額×（1－施工後の評価点／当初契約時の評価点）

注）施工後の評価点：技術提案書の再評価を行い、決定した評価点

加算点からの減点

・事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から**加算点満点の10%又は5%又は2.5%を減点**する。(減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点)

措置内容	減点対象期間	減点
①九州地方整備局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間(※)」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は「同期間を1ヶ月間」とする	加算点満点の10%を減点
②九州地方整備局の「文書注意【嚴重注意】」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
③九州地方整備局の「口頭注意」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の2.5%を減点
④九州7県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
⑤九州7県の地方公共団体の「文書注意」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7地方公共団体。他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする。
 ※措置期間が7地方公共団体の場合は、当該地方公共団体自ら発注した工事に係る措置のみを対象とする。

減点期間の考え方

- ・下記の措置内容を減点対象とする。
- ・なお、**公告日**に下記の減点対象期間に係る場合に減点する。

工事の手続き				準備期間	公告日	技術資料提出期限	参加資格通知	入札・開札
指名停止	九州地方整備局	(例1) 減点対象			指名停止1ヶ月	指名停止期間と同期間		
		(例2) 減点対象		指名停止2週間	(1ヶ月)			
		(例3) 減点対象		指名停止3ヶ月	指名停止期間と同期間3ヶ月			
	地方公共団体	(例4) 減点対象			指名停止1ヶ月			
		(例5) 減点対象外		指名停止2週間				
		(例6) 減点対象外				指名停止2ヶ月		
【厳文頭重注意】		(例10) 減点対象			1ヶ月			
		(例11) 減点対象外			1ヶ月			
		(例12) 減点対象外				1ヶ月		

※. 口頭注意は、九州地方整備局のみが対象。

減点項目に該当する措置を受けている者は、指定の様式に基づき自己申請により措置内容を申請する。
 なお、減点項目の措置内容が申請されずに、落札後に減点項目に該当する措置を受けていることが確認された場合は、別途、指名停止要領により措置を行う。

「継続教育(CPD)の状況」の評価

- ・各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術資料等提出期限の過去1年以内のものを評価する。(コロナ禍においては、証明日は平成31年4月1日から技術資料等提出期限以内のもの。)
- ・推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。
- ・なお、単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。(コロナ禍においては、単位取得証明期間は平成31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。)

【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

団体の推奨単位を 20単位/年 とした場合(なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。)

技術資料
提出期限

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
取得単位	4		2		4		4		2			4		2	4	推奨単位:20単位/年の場合
証明日3月	4		2		4		4		2			4		2	4	18単位 ⇒評価しない
証明日4月	4		2		4		4		2			4		2	4	20単位 ⇒評価する
証明日1月	4		2		4		4		2			4		4	4	20単位 ⇒評価する

技術資料提出期限の過去1年

☆：証明書取得月

※『CPD技術者証の写しとインターネットでの検索結果の写し』で単位取得証明書に代えることはできない。
各団体が発行する単位取得証明書が添付されていない場合は評価しないので、留意すること。

「下請け予定業者の表彰実績」の評価の取扱い

平成18年度以降において、当該工事の下請け予定業者が九州地方整備局長から表彰（優良工事における下請負表彰）を受けた実績がある場合に加点評価する。

※入札参加者は、本項目に基づく加点評価を希望する場合は、下請負表彰を受けた下請企業と別途「確約書」を締結し、添付すること。確約書が添付されない場合は評価の対象としない。

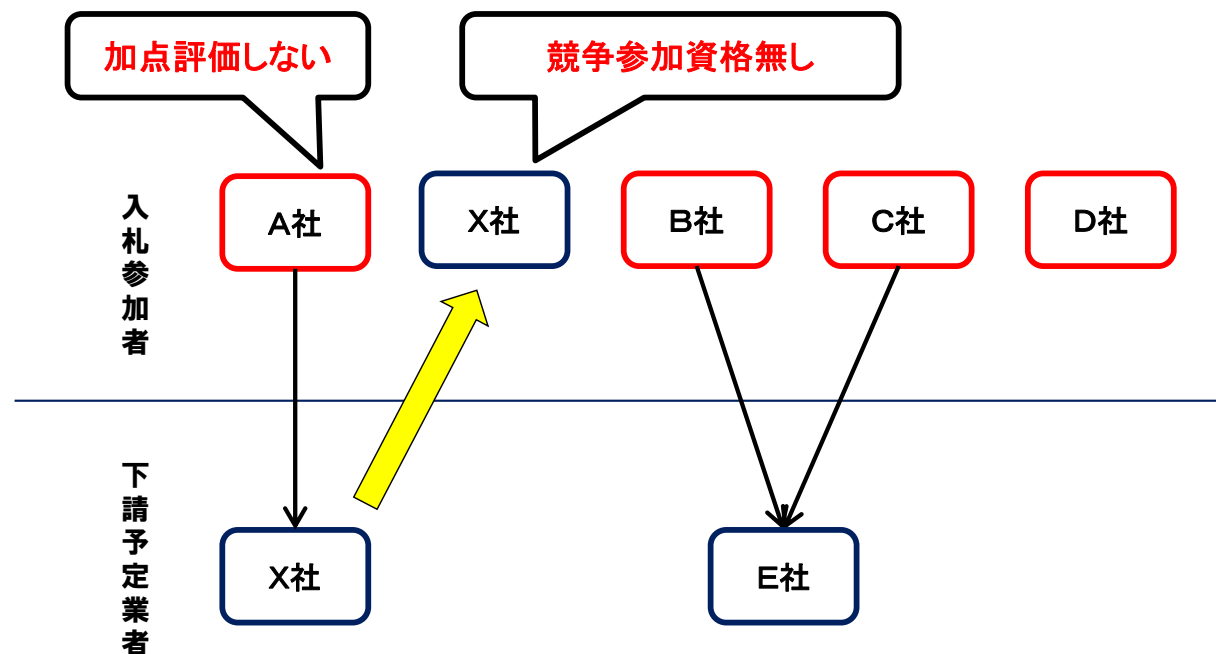
※元請けとなる入札参加者から提示された優良下請負表彰企業が、当該工事の元請けとして入札参加することは、入札手続きの公平性の観点から認めない。この場合、当該下請企業を下請予定者としていた入札参加者は本項目に基づく加点評価の対象としない。

（右図解説）

・A社が下請予定業者として提示したX社が同一工事の入札に参加した場合

- A社：加点評価しない
- X社：競争参加資格無し
- B社：評価する
- C社：評価する
- D社：評価対象外
- E社：下請予定業者

※A社、B社、C社は「確約書」の添付が必須



「指定する工種へ配置する技能者等の配置」の評価の取扱い

当該工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置される場合に、加点評価する。

※入札参加者は、本項目に基づく加点評価を希望する場合は、配置予定建設技能者が所属する業者と別途「確約書」を締結し、添付すること。確約書が添付されない場合は評価の対象としない。

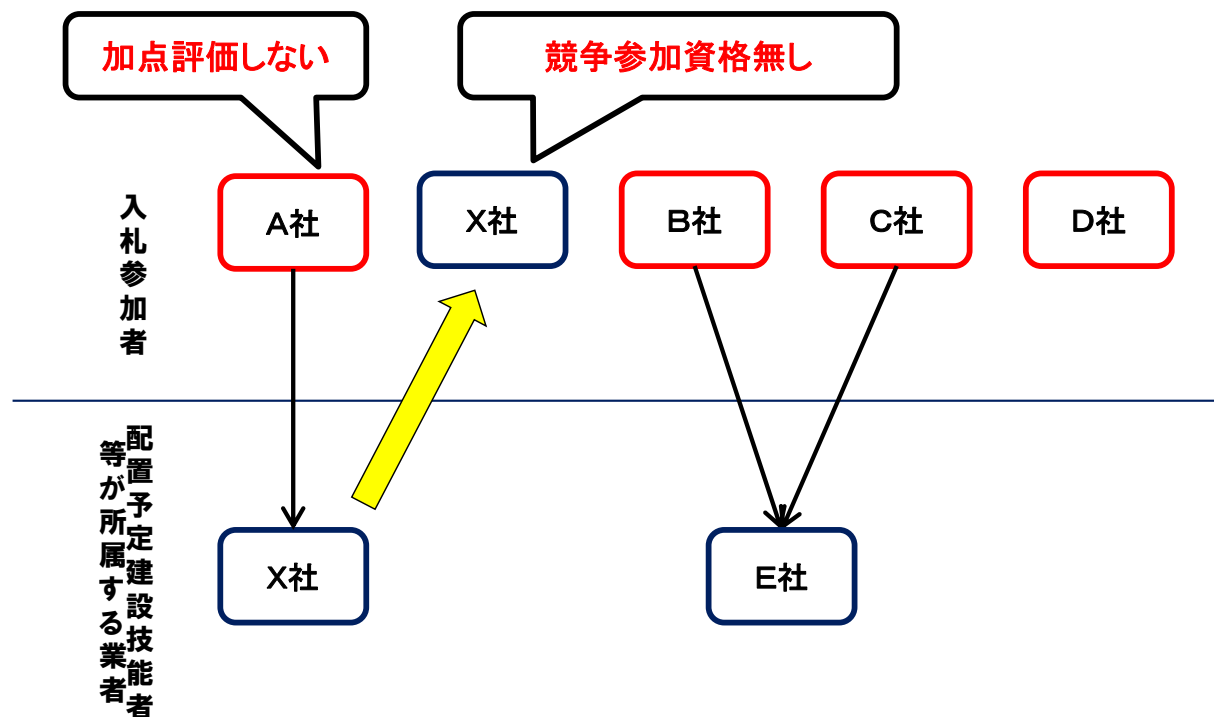
※元請けとなる入札参加者から提示された表彰実績を持つ配置予定建設技能者又は登録基幹技能者が、当該工事の元請けとして入札参加することは、入札手続きの公平性の観点から認めない。この場合、当該配置予定建設技能者が所属する企業を下請予定者としていた入札参加者は本項目に基づく加点評価の対象としない。

(右図解説)

・A社が配置予定建設技能者が所属するX社が同一工事の入札に参加した場合

- A社: 加点評価しない
- X社: 競争参加資格無し
- B社: 評価する
- C社: 評価する
- D社: 評価対象外
- E社: 下請予定業者

※A社、B社、C社は「確約書」の添付が必須



技術資料提出時の留意事項

■提出資料に不足があった場合の措置について

- ・競争参加確認申請資料に不足がある場合は、提出資料を提出者自らチェックしチェックシートを提出することから、「**競争参加確認申請資料に不足があった場合、原則として競争参加資格を認めない**」こととする。
- ・また、評価に関する**添付書類が無い(又は不足する)場合は、加点評価しない**。

■配置予定技術者の同種工事の実績について

- ・配置予定技術者の同種工事の実績については、『同種工事を判断できる資料がない場合は、原則として競争参加資格を認めない』としている。
 - ・よって、従事必要期間を設け同種工事の適正な実績を求める。
 - 従事必要期間
 - ①全体工期が1年未満の工事は、工期の半分以上を必要従事期間とする。
 - ②全体工期が1年以上の工事は、6ヶ月を必要従事期間とする
 - ・なお、2500万円以下の工事で、コリンズへの竣工登録が無く、実際の従事期間が明確で無い工事については、実際の従事期間を明確にできる資料を添付すること。実際の**従事期間が明確でない場合は競争参加資格を認めない**。
 - ・また、工期の半分又は6ヶ月の期間の計算は、日割り計算や月単位を基準とした計算があるが、いかなる計算条件でも必要従事期間を満たしていないと競争参加資格を認めない場合がある。
 - ・工事内容によっては必要従事期間を求めない場合があるので、工事毎の競争参加資格の内容を確認すること。

配置予定技術者の配置・専任の考え方(1/2)

公共工事における工事現場に配置される技術者について(配置)

公共工事(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事)で、請負代金額が**4,000万円**(建築一式工事の場合は**8,000万円**)以上のものについては、**工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません**(建設業法第26条第3項、施行令第27条第1項)。

※令和4年11月18日建設業法施行令改正により、請負代金額が3,500万円から4,000万円(建築一式工事については7,000万円から8,000万円)。

専任で配置する期間について(専任)

発注者から工事を請け負った受注者が、技術者を**工事現場で専任で配置すべき期間は契約工期が基本**となります。ただし、工事現場が不稼働な場合等、以下の①～④の期間は契約工期中であっても技術者の工事現場への専任は要しない(監理技術者制度運用マニュアル)※。

※設計図書若しくは打合せ記録簿等の書面により、専任を要しない期間が明確になっている必要がある。

本工事

契約工期(専任の技術者の配置期間)

①現場施行に着手するまでの間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)

②工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ等の工場制作のみが稼働している期間

④完成後、検査終了し、事務手続き、片付け等のみの期間(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)

①～④の期間は、専任の必要はないが、配置は必要(専任と配置は異なる)。

配置予定技術者の配置・専任の考え方(2/2)

入札説明書の注意点について

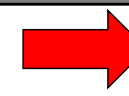
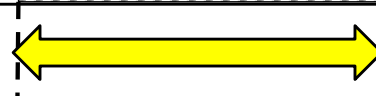
配置予定技術者に係る、下記の入札説明書記載例に基づく考え方は図－1のとおりです。

(入札説明書 記載例)

- i 現場着手する時点(令和2年4月1日頃予定)から本工事に専任で配置(他の工事の完成検査が終了している又は、その他の理由により、当該工事に専任出来る)できること。
- ii 本工事の契約工期(技術者の配置期間)と施工中の他の工事の専任を必要とする期間が重複していないこと。

図－1 注意事例

工事名	工期	3月	4月	備考
他の工事(A)	R1.7.1 ～ R2.3.31		31日 完成検査 工期末	配置期間 R1.7.1～R2.3.31 専任期間 現場着手～R2.3.31 (完成検査)
本工事(B)	R2.3.5 ～ R2.11.20	☆3/4契約 工期の 始期から	1日 専任開始	配置期間 R2.3.5～R2.11.20 専任期間 R2.4.1～完成検査まで



: 技術者の配置期間
(契約工期内は必須配置)



: 専任を必要とする期間



: (A)と(B)の重複できない期間

黄色矢印の期間は(B)の専任の必要はありませんが、配置は必要となるため、(A)の専任違反となる。ただし、(B)に余裕期間が設定され、工期の始期が令和3年4月1日以降となっている工事であれば、(A)、(B)ともに配置及び専任ができます。

・JV又は単体の実績を問わず、各構成員が受注した工事は全て評価の対象とする。

■経常JV、地域JVの場合

分類	評価項目	評価基準
企業 の 能力 等	工事実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	工事成績	構成員毎の工事成績の平均値を平均した値
	表彰(安全施工業者・優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE提案優良業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革推進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	工事の手持ち状況	当該JV及びすべての構成員の実績
	受注(契約)実績(Ⅰ型)	当該JV及びすべての構成員の実績
	受注(契約)実績(Ⅱ型)	当該JV及びすべての構成員の実績
	週休2日工事の実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	ICT施工の実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	若手・女性技術者の配置促進	当該JV又は構成員のいずれか1社の配置でよい
	ICT〇〇工の活用	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	〇〇工事の実績	すべての構成員の実績を申請してよい (ただし、当該JVの実績(同一工事)を単体毎に記載した場合は1件の工事として評価する)
	ISOの認証取得状況	構成員のいずれか1社の実績でよい (ただし、入札公告2. 競争参加資格による本店又は支店等営業所が取得事業所に含まれていること)
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	構成員のいずれか1社の実績でよい (ただし、入札公告2. 競争参加資格による本店又は支店等営業所が取得事業所に含まれていること)
	建設業労働災害防止協会加入	構成員のいずれか1社の実績でよい
地域 貢 献 等	建設業退職金共済制度加入	すべての構成員が加入していること (構成員のうち1社でも加入していない場合は評価しない)
	災害協定に基づく活動実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	災害協定の締結	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	特定工事の実績	すべての構成員の実績を申請してよい (ただし、当該JVの実績(同一工事)を単体毎に記載した場合は1件の工事として評価する)
	近隣地域内工事の実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	すべての構成員の技術者を申請してよい
	継続的な営業に基づく信頼度	構成員のいずれか1社の実績でよい
	近隣地域内の機械設備点検業務の実績	すべての構成員の実績を申請してよい (ただし、当該JVの実績(同一工事)を単体毎に記載した場合は1件の工事として評価する)
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	当該JVの親会社の本社(本店)の所在地 (一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の登録住所)
	製作工場の有無	構成員のいずれか1社の製作工場の有無でよい
関 する 実 績 の 評 価	専門工種の施工機械自社保有状況	構成員のいずれか1社の実績でよい
	賃上げの実施を表明した企業等	すべての構成員が賃上げの実施を表明していること。 (構成員のうち1社でも賃上げの実施を表明していない場合は評価しない)

企業の評価等における経常JV、地域JV、特定JVの評価(2/2)

・JV又は単体の実績を問わず、各構成員が受注した工事は全て評価の対象とする。

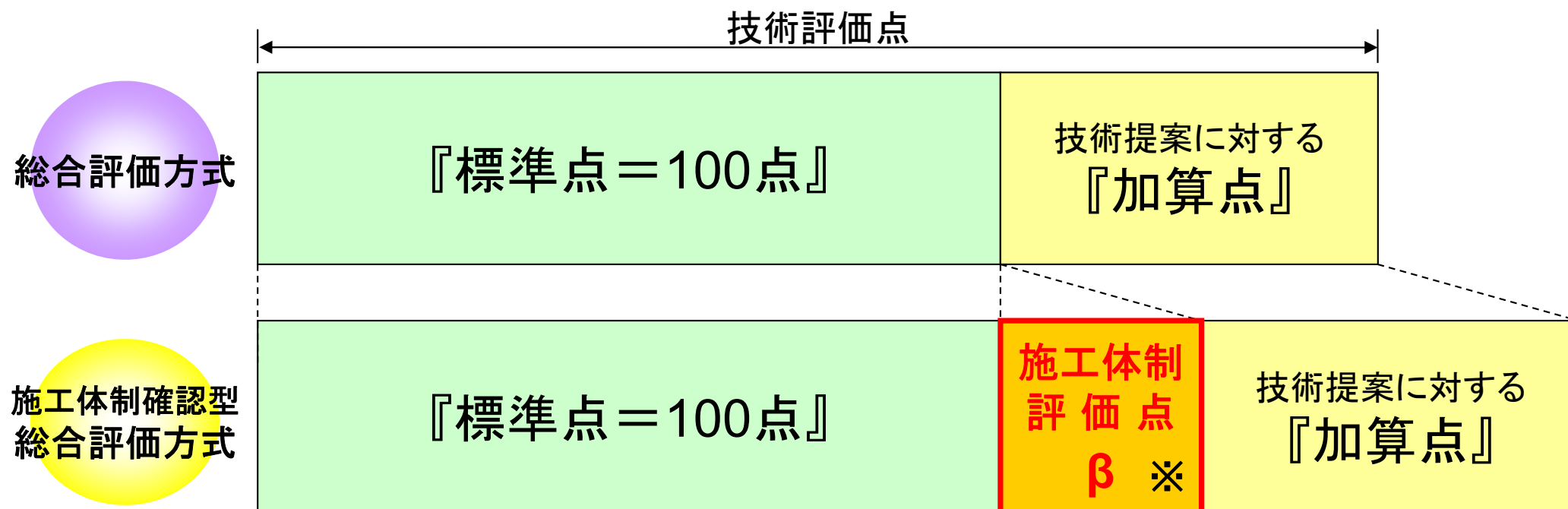
■特定JVの場合

分類	評価項目	評価基準
能 企 力 業 等 の	工事实績	構成員毎の工事实績のうち低い方 (代表者の工事实績)
	工事成績	構成員毎の「過去15ヶ年間に完成した当該同種工事のうち申請された1件の工事成績」の平均値 (代表者の「過去15ヶ年間に完成した当該同種工事のうち申請された1件の工事成績」)
	表彰(安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE提案優良業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革推進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定または国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	WLB(ワーク・ライフ・バランス)の認定	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい
	「労務費見積り尊重宣言」の確認	代表者の実績
	カーボンニュートラル取組実績	当該JV又は構成員のいずれか1社の実績でよい

※()書きは代表者以外の構成員の工事实績を緩和した工事の場合

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方 1/2

・九州地方整備局においては、原則として随意契約を除く**予定価格が1千万円を超える全ての工事に適用**する。



※**施工体制評価点 β** は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。
 評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の確実性」の2項目。
 満点は30点で、それぞれの評価項目毎に3段階で評価(15点／5点／0点)。

施工体制確認型総合評価落札方式の考え方 2/2

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

■施工体制確認型の審査・評価

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。但し、申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格以上で工事費内訳書に疑義がない入札参加者は、ヒアリングを省略し、施工体制評価点は満点を付与する。

申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。評価に当たっては、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

なお、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、ヒアリングを行わず当該業者の入札を無効とする。

技術提案評価型(S型)評価基準【河川・道路】 1 / 3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A: 100%、B: 75%、C: 50%、D: 25%、E: 0%
a: 100%、b: 83%、c: 67%、d: 50%、e: 33%、f: 17%、g: 0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO		WTO以外	
技術提案		目的物の性能・機能に関する事項、現場状況に適合した施工上の課題に関する事項に係る技術提案 (指定課題・3提案)	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	提案毎に評価を行い、加算点は提案毎の点数の合計とする。 【WTO】 ・提案毎に7段階(最大20点)評価 【WTO以外】 ・提案毎に7段階(最大10点)評価	60.0	60	30.0	30
	配置 予定 技術 者の 能力 等	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事实績	5段階	A:より同種性の高い工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事 B:同種性が認められる工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事 C:より同種性の高い工事において、監理技術者補佐として従事または、より同種性の高い工事において、担当技術者として従事 D:同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事 E:同種性が認められる工事において、担当技術者として従事			4.0	15
		工事成績	地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農業水産関連を除く)発注の過去4か年度+当該年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	a: 80点以上 b: 79点 c: 78点 d: 77点 e: 76点 f: 75点 g: 74点以下			8.0 (6.0)	
		表彰(優秀技術者、若手優秀技術者)、「海外インフラプロジェクト技術者評価・表彰制度」による表彰	地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農業水産関連を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	A:局長表彰 C:事務所長表彰及び部長表彰 E:なし			3.0	
	選択	橋梁補修工事の実績 【鋼橋上部、PC工事は必須】 ※「工事成績」の配点を()に変更する	過去2か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の橋梁補修工事(耐震補強も含む)の実績(発注機関は問わない)	2段階	A:実績あり E:実績なし			2.0	

技術提案評価型(S型)評価基準【河川・道路】 2／3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO		WTO以外	
企業 の 能力等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	A:より同種性の高い工事の実績あり C:同種性の高い工事の実績あり E:同種性が認められる工事の実績あり			6.0	15
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	7段階	a:80点以上 b:79点以上80点未満 c:78点以上79点未満 d:77点以上78点未満 e:76点以上77点未満 f:75点以上76点未満 g:75点未満			6.0 (4.0)	
		表彰(安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農業水産関連を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	A:局長表彰、認定 C:事務所長表彰及び部長表彰 E:なし			3.0	
	選択	工事の手持ち状況 ※「製作工場の有無」を選択する場合は設定できない。 ※選択する場合は、「工事成績」の配点を()に変更する	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	【分任官工事の場合】 A:3億円未満 C:3億円以上6億円未満 E:6億円以上 【本官工事の場合】 A:5億円未満 C:5億円以上10億円未満 E:10億円以上			2.0	
		製作工場の有無 【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】 ※「工事の手持ち状況」を選択する場合は設定できない。 ※選択する場合は、「工事成績」の配点を()に変更する	九州内に自社工場の有無 ただし、発注工事と同じ工種区分の製作実績のある工場に限る。	2段階	A:九州内に自社工場あり E:九州内に自社工場なし			2.0	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO		WTO以外	
ヒアリング	必要に応じて実施	技術提案に対する理解度	技術提案の内容の理解度を求める	3段階	提案を十分に理解している：×1.0 提案を理解している：×0.5 上記以外：×0.0	技術提案の点数に乘じる		技術提案の点数に乘じる	
		監理能力	同種工事の監理能力について確認する	3段階	十分な監理能力が確認できる：×1.0 一定の監理能力が期待できる：×0.5 上記以外：×0.0			技術者の工事実績の点数に乘じる	
賃上げの実施に関する評価	必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	A: 提出あり E: 提出なし	4.0	4	4.0	4
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)	賃上げ基準に達していない場合等(減点)	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の実施評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)の減点を行う	▲5.0		▲5.0	
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止: 加算点満点の10% 文書注意: 加算点満点の5% 口頭注意: 加算点満点の2.5%			▲6.40 ▲3.20 ▲1.60	
合 計						64		64	

・WTO(一般土木、建築)《一次審査》
一次審査では「配置予定技術者の能力」+「企業の能力」+「指定テーマ1」により審査を実施

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO	
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事实績	5段階	より同種性の高い工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:A 同種性が認められる工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:B より同種性の高い工事において、監理技術者補佐として従事または、より同種性の高い工事において、担当技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事:D 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	5.0	5
	企業 の 能力 等	必須	工事实績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	5.0
工事成績			「企業の能力等 工事成績」において、同種工事の実績提出された工事の成績を評価 ただし、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農業水産関連を除く)より発注された工事に限る	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	5.0	
表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定			地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	2.0	
WLBの認定			WLBの認定	2段階	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)、次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業):A なし:E	1.0	
「労務費見積り尊重宣言」の確認			審査基準日までに参加する企業(個社)が下請け企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0	
カーボンニュートラル取組実績			カーボンニュートラル取組実績	2段階	取組実績あり:A 取組実績なし:E	1.0	
技術提案			指定テーマ1(1課題)(※1) ※1 一次審査の結果を二次審査にそのまま準用				
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:評価点満点の10% 文書注意:評価点満点の5% 口頭注意:評価点満点の2.5%	▲4.0 ▲2.0 ▲1.0	
合 計							40

・WTO(一般土木、建築)《二次審査》
二次審査では、一次選抜を行った者に対し、「指定テーマ1」+「指定テーマ2(2課題)」で審査を実施

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO	
技術提案		指定テーマ1（1課題）（※1） ※1 一次審査の結果を二次審査にそのまま準用				20	60
		指定テーマ2（2課題）				40	
賃上げの実施に関する評価	必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	A: 提出あり E: 提出なし	4.0	4
		賃上げ基準に達していない場合等（減点）	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）の減点を行う	▲5.0	
合 計						64	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型	
施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」 (1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	—	—		
配置 予定 技術者 の 能力 等	必須	工事実績	5段階	A:より同種性の高い工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事 B:同種性が認められる工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事 C:より同種性の高い工事において、監理技術者補佐として従事または、より同種性の高い工事において、担当技術者として従事 D:同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事 E:同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	6.0	19	6.0	19
		工事成績	7段階	a:80点以上 b:79点 c:78点 d:77点 e:76点 f:75点 g:74点以下	10.0		10.0	
		表彰(優秀技術者、若手優秀技術者)、「海外インフラプロジェクト技術者評価・表彰制度」による表彰	3段階	A:局長表彰 C:事務所長表彰及び部長表彰 E:なし	2.0		2.0	
		配置予定技術者の資格 【下記以外】	4段階	A:10年以上 B:5年以上10年未満 C:3年以上5年未満 E:3年未満 《指導員の同時配置》 A:【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】 B:【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】 C:【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】 E:経験なし	1.0		1.0	
		配置予定技術者の資格 【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	3段階	A:10年以上 C:3年以上10年未満 E:3年未満	1.0		1.0	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 等	オ プ シ ヨ ン 項 目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	A: 推奨単位以上取得 E: なし	1.0	1	1.0	1
		指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	A: あり E: なし	1.0		1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者 【アスファルト舗装工事は必須】 発注者の指定する資格を「1級または2級舗装施工管理技術者」とする。 【河川維持工事、河川除草工事等の維持修繕工事で選択する場合】発注者の指定する資格を「河川維持管理技術者、河川点検士」とする。	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階～3段階	A: 資格あり配置可 E: それ以外 または A: 複数有 C: ひとつ有 E: なし 等、適宜設定可 【アスファルト舗装工事の場合】 A: 1級舗装施工管理技術者を配置可 C: 2級舗装施工管理技術者を配置可 E: なし 【河川維持工事、河川除草工事等の維持修繕工事で選択する場合】 A: 河川維持管理技術者を配置可 C: 河川点検士を配置可 E: なし	1.0		1.0	
		橋梁補修工事の実績 【鋼橋上部、PC工事は必須】	過去2ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の橋梁補修工事(耐震補強も含む)の実績(発注機関は問わない)	2段階	A: 実績あり E: 実績なし	1.0		1.0	
		その他	工事特性により適宜設定可	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可	1.0		1.0	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型	
企業 の 能力 等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	A:より同種性の高い工事の実績あり C:同種性の高い工事の実績あり E:同種性が認められる工事の実績あり	2.0	14	2.0	14
		工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年間の工事成績の平均	7段階	a:80点以上 b:79点以上80点未満 c:78点以上79点未満 d:77点以上78点未満 e:76点以上77点未満 f:75点以上76点未満 g:75点未満	4.0		4.0	
		表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局開発建設部(いずれも港湾空港関連及び農業水産関連を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	A:局長表彰、認定 C:事務所長表彰 E:なし	2.0		2.0	
		工事の手持ち状況 【一般土木は必須、その他は選択項目】	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	A:5億円未満 C:5億円以上10億円未満 E:10億円以上	3.0		3.0	
		指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置 【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	A:優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の被顕彰者、国土交通行政功労表彰(優秀現場従事者)九州地方整備局長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者3名配置 B:青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)の被顕彰者、国土交通行政功労表彰(優秀現場従事者)事務所長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者2名配置 C:登録基幹技能者1名配置 E:なし ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	2.0		2.0	
		週休2日工事の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係除く)又は九州地方整備局管内における県又は政令市が発注した工事)における週休2日工事の実績	4段階	A:4週8休工事の実績 B:4週7休工事の実績 C:4週6休工事の実績 E:週休2日工事の実績なし	1.0		1.0	

※「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目については、
合計で6点となるように設定

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型	
企業の能力等	オプション項目	ICT施工の実績 【維持修繕、As舗装は必須】	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工事(地方整備局(港湾空港関係除く)又は九州地方整備局管内における県又は政令市が発注した工事)におけるICT施工(①起工測量～⑤成果品納品)の実績	4段階	A:同一工事内で①～⑤全てを実施した実績 B:同一工事内で①～⑤の一部(3項目以上(②、④、⑤は必須))を実施した実績 C:同一工事内で①～⑤の一部(2項目以上)を実施した実績 E:ICT施工の実績なし	1.0	6 (※)	1.0	6 (※)
		若手・女性技術者の配置促進	35歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置	2段階	A:配置あり E:配置なし	1.0		1.0	
		下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	A:優良工事における下請者表彰(事務所長表彰) E:なし	1.0		1.0	
		〇〇工事の実績	入札参加要件(同種条件)では設定していない指定する工種の施工実績	2段階～3段階	A:実績あり E:なし	1.0		1.0	
		ICT(土工、舗装、河川浚渫)の活用 【ICT施工者希望(Ⅰ)型の場合は必須】	各段階におけるICT技術を全面的に活用 ①3次元起工測量②3次元設計データ作成③ICT建設機械による施工④3次元出来形監理等の施工監理⑤3次元データの納品	2段階	A:①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画 E:活用しない ただし、「②3次元設計データ作成」において、発注者から3次元データの貸与があり、②を実施したと確認できる場合は除く。	2.0		2.0	
		新技術の活用 【新技術導入促進(Ⅰ)型の場合は必須】	有用な新技術を当該工事活用	2段階	A:NETIS登録技術又はNETIS掲載期間を終了している新技術のうち、指定したテーマにおいて、従来技術と比較して有効性が認められる新技術 E:なし	1.0		1.0	
		ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	A:両方取得 C:どちらか取得 E:なし	1.0		1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会策定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	A:取得 E:なし	1.0		1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	A:加入 E:なし	1.0		1.0	
		建設業退職金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	A:加入 E:なし	1.0		1.0	
		その他評価すべき項目	—	—	—	1.0		1.0	

※「企業の能力等」と「地域貢献等」のオプション項目については、合計で6点となるように設定

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型	
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績 【維持修繕、As舗装B等級は必須】	過去2か年度＋当該年度の災害協定に基づく活動実績（国・県・市町村等）。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	A:災害協定に基づいた活動実績あり B:直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり C:直接災害協定の締結あり活動実績なし E:直接災害協定の締結なし	1.0 又は 2.0	6 （※）	1.0 又は 2.0	6 （※）
		特定工事の実績 【土木系工事は原則必須】	過去1か年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等（橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績 ※機械設備工事については、特定工事を機械設備に関する維持修繕工事の実績とする。 ※電気工事、電気通信工事の場合は以下のとおりとする。 過去1か年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の道路照明灯に関する維持工事の実績又は業務期間5ヶ月以上の電気通信関係（多重無線設備又は高圧受変電設備の点検を含んでいる）の保守業務・点検業務の実績	3段階	A:九州地方整備局の実績が2件以上 C:九州地方整備局の実績が1件 E:実績なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5か年度＋当該年度の実績	3段階	A:3件以上 C:1から2件 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		近隣地域内点検業務の実績 【機械設備】	過去〇か年度＋当該年度に完了した機械設備点検業務の実績 〇については1～5か年で適宜設定	3段階	A:3件以上 C:1から2件 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	A:5名以上 C:2名以上 E:2名未満	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	A:30年以上 C:15年以上 E:15年未満	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～3段階	A:地域内に本店あり E:地域内に本店なし 又は、 A:地域内に本店あり C:地域内近郊に本店あり E:地域内に本店なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		製作工場の有無 【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	九州内に自社工場の有無 ただし、発注工事と同じ工程区分の製作実績のある工場に限る。	2段階	A:九州内に自社工場あり E:九州内に自社工場なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース（〇年以上）状況	3段階	A:自社保有 C:リース〇年 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
	賃上げの評価実施に関する必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	A:提出あり E:提出なし	3.0	3	3.0	3
賃上げ基準に達していない場合等（減点）		賃上げ基準に達していない場合等（減点）	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）の減点を行う	▲4.0		▲4.0		
減点項目		九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点※：口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止：加算点満点の10％ 文書注意：加算点満点の5％ 口頭注意：加算点満点の2.5％	▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		
合 計						43		43	

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)評価基準【河川・道路】【分任官】 2/5

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅱ型【施工体制確認型でないタイプ】	
配置予定技術者の能力等	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	2段階	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。) A:推奨単位以上取得 E:なし	1.0	1	1.0	1	1.0	1
		指定する工事の施工実績	2段階	A:あり E:なし	1.0		1.0		1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者 【アスファルト舗装工事は必須】発注者の指定する資格を「1級または2級舗装施工管理技術者」とする。 【河川維持工事、河川除草工事等の維持修繕工事で選択する場合】発注者の指定する資格を「河川維持管理技術者、河川点検士」とする。	2段階～3段階	A:資格あり配置可 E:それ以外 または A:複数有 C:ひとつ有 E:なし 等、適宜設定可 【アスファルト舗装工事の場合】 A:1級舗装施工管理技術者を配置可 C:2級舗装施工管理技術者を配置可 E:なし 【河川維持工事、河川除草工事等の維持修繕工事で選択する場合】 A:河川維持管理技術者を配置可 C:河川点検士を配置可 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		橋梁補修工事の実績 【鋼橋上部、PC工事は必須】	2段階	過去2か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の橋梁補修工事(耐震補強も含む)の実績(発注機関は問わない) A:実績あり E:実績なし	1.0		1.0		1.0	
		その他	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可 工事特性により適宜設定可	1.0		1.0		1.0	

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)評価基準【河川・道路】【分任官】 3/5

評価項目の満点に対しての評価割合(率)

A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%

a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅱ型【施工体制確認型でないタイプ】	
企業 の 能力 等	必須	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	A:より同種性の高い工事の実績あり C:同種性の高い工事の実績あり E:同種性が認められる工事の実績あり	2.0	12	2.0	12	2.0	10
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度の工事成績の平均	7段階	a:80点以上 b:79点以上80点未満 c:78点以上79点未満 d:77点以上78点未満 e:76点以上77点未満 f:75点以上76点未満 g:75点未満	4.0		4.0		4.0	
		表彰(安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	A:局長表彰、認定 C:事務所長表彰 E:なし	2.0		2.0		1.0	
		工事の手持ち状況 【一般土木は必須、その他は選択項目】	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	A:3億円未満 C:3億円以上6億円未満 E:6億円以上	3.0		3.0		3.0	
		週休2日工事の実績	過去1か年度+当該年度に完成した工事(九州地方整備局(港湾空港関係を除く)又は九州地方整備局管内における県又は政令市が発注した工事)における週休2日工事の実績	4段階	A:4週8休工事の実績 B:4週7休工事の実績 C:4週6休工事の実績 E:週休2日工事の実績なし	1.0		1.0		—	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0% a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅱ型【施工体制確認型でないタイプ】	
企業 の 能力 等	オ プ シ ョ ン 項 目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	A:優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)の被顕彰者、国土交通行政功労表彰(優秀現場従事者)九州地方整備局長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者3名配置 B:青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)の被顕彰者、国土交通行政功労表彰(優秀現場従事者)事務所長表彰の被表彰者、並びに登録基幹技能者2名配置 C:登録基幹技能者1名配置 E:なし ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	1.0	3	1.0	3	1.0	2
		ICT施工の実績 【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去1か年度+当該年度に完成した工事(九州地方整備局(港湾空港関係除く)又は九州地方整備局管内における県又は政令市が発注した工事)におけるICT施工(①起工測量～⑤成果品納品)の実績	4段階	A:同一工事内で①～⑤全てを実施した実績 B:同一工事内で①～⑤の一部(3項目以上(②、④、⑤は必須))を実施した実績 C:同一工事内で①～⑤の一部(2項目以上)を実施した実績 E:ICT施工の実績なし	1.0		1.0		1.0	
		若手・女性技術者の配置促進	35歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置	2段階	A:配置あり E:配置なし	1.0		1.0		1.0	
		下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	A:優良工事における下請者表彰(事務所長表彰) E:なし	1.0		1.0		1.0	
		〇〇工事の実績	入札参加要件(同種条件)では設定していない指定する工種の施工実績	2段階～3段階	A:実績あり E:なし または、 A:〇件以上 C:1件以上～〇件未満 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		ICT(土工、舗装、河川浚渫)の活用 【ICT施工者希望(Ⅰ)型の場合は必須】 ※発注者指定型および施工者希望Ⅱ型の場合は選択しない	各段階におけるICT技術を全面的に活用 ①3次元起工測量②3次元設計データ作成③ICT建設機械による施工④3次元出来形監理等の施工監理⑤3次元データの納品	2段階	A:①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画 E:活用しない ただし、「②3次元設計データ作成」において、発注者から3次元データの貸与があり、②を実施したと確認できる場合は除く。	2.0		2.0		-	
		新技術の活用 【新技術導入促進(Ⅰ)型の場合は必須】	有用な新技術を当該工事活用	2段階	A:NETIS登録技術又はNETIS掲載期間を終了している新技術のうち、指定したテーマにおいて、従来技術と比較して有効性が認められる新技術 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	A:両方取得 C:どちらか取得 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会策定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	A:取得 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	A:加入 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		建設業退職金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	A:加入 E:なし	1.0		1.0		1.0	
		その他評価すべき項目	-	-	-	1.0		1.0		1.0	

評価項目の満点に対する評価割合(率)

A: 100%、B: 75%、C: 50%、D: 25%、E: 0%

a: 100%、b: 83%、c: 67%、d: 50%、e: 33%、f: 17%、g: 0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	Ⅰ 型		Ⅱ 型		Ⅱ 型【施工体制確認型でないタイプ】	
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績 【一般土木、維持修繕、As舗装B等級は必須】	過去2ヵ年度＋当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	A:災害協定に基づいた活動実績あり B:直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり C:直接災害協定の締結あり活動実績なし E:直接災害協定の締結なし	1.0 又は 2.0	5	1.0 又は 2.0	5	1.0 又は 2.0	4
		特定工事の実績 【土木系工事は原則必須】	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等(橋梁補修(耐震補強も含む)、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事(通年維持工事)、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備)の実績 ※機械設備工事については、特定工事を機械設備に関する維持修繕工事の実績とする。 ※電気工事、電気通信工事の場合は以下のとおりとする。 過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の道路照明灯に関する維持工事の実績又は業務期間5ヶ月以上の電気通信関係(多重無線設備又は高圧受変電設備の点検を含んでいる)の保守業務・点検業務の実績	3段階	A:九州地方整備局の実績が2件以上 C:九州地方整備局の実績が1件 E:実績なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		近隣地域内工事の実績	過去5ヵ年度＋当該年度の実績	3段階	A:3件以上 C:1から2件 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		近隣地域内点検業務の実績 【機械設備】	過去○ヵ年度＋当該年度に完了した機械設備点検業務の実績 ○については1～5ヵ年で適宜設定	3段階	A:3件以上 C:1から2件 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	A:5名以上 C:2名以上 E:2名未満	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	A:30年以上 C:15年以上 E:15年未満	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階～3段階	A:地域内に本店あり E:地域内に本店なし 又は、 A:地域内に本店あり C:地域内近郊に本店あり E:地域内に本店なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		製作工場の有無 【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に選択可能】	九州内に自社工場の有無 ただし、発注工事と同じ工程区分の製作実績のある工場に限る。	2段階	A:九州内に自社工場あり E:九州内に自社工場なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	A:自社保有 C:リース〇年 E:なし	1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0		1.0 又は 2.0	
	賞上げる の 評 価 に 関	必須	賞上げの実施を表明した企業等	従業員への賞上げ計画の表明書	2段階	A:提出あり E:提出なし	3.0	3	3.0	3	2.0
賞上げ基準に達していない場合等(減点)			賞上げ基準に達していない場合等(減点)	2段階	賞上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)の減点を行う	▲4.0		▲4.0		▲3.0	
		減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5% 口頭注意:加算点満点の2.5%	▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		▲3.20 ▲1.60 ▲0.80	
合 計						43		43		32	

技術提案評価型(S型)評価基準【営繕関係】 1 / 3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A: 100%、B: 75%、C: 50%、D: 25%、E: 0%
a: 100%、b: 83%、c: 67%、d: 50%、e: 33%、f: 17%、g: 0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO(S型) 【段階選抜】		WTO(S型) 【段階選抜以外】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価有り】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価無し】	
技術提案		・工事目的物の性能・機能に関する事項、 ・現場状況に適合した施工上の課題に関する事項等 合計課題数を3課題とする。	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	<WTO(S型)【段階選抜】> 技術提案(一次審査): 20点【1課題】 技術提案(二次審査): 40点【2課題】 <WTO(S型)【段階選抜以外】> 技術提案: 60点【3課題】 <WTO以外(S型)> 技術提案: 30点【3課題】(1課題最大10点)	20(一次)	20	60	60	30	30	30	30
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	過去15ヶ年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績 提出された同種工事の工事実績が公共性のある施設であること (公共性のある施設とは、建業法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	5段階	より同種性の高い工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:A 同種性が認められる工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:B より同種性の高い工事において、担当技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐として従事:D 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	5.0	5.0	—	—	4.0	15.0	4.0	15.0
		工事成績	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関係を除く)、北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事の当該工事種別における過去4か年度+当該年度のうち申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	—				8.0		8.0	
		表彰(優秀技術者、若手優秀技術者)、「海外インフラプロジェクト技術者評価・表彰制度」による表彰	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇[工種]関係工事に限る)	3段階	局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長表彰又は国土交通大臣賞:A 事務所長表彰又は部長表彰又は国土交通大臣奨励賞:C なし:E	—				3.0		3.0	
		配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士の経験又は、配置予定技術者が1級〇〇施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級〇〇施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A、5年以上10年未満:B、3年以上5年未満:C、3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者: 5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者: 3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者: 3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	—				—		—	

技術提案評価型(S型)評価基準【営繕関係】 2／3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A: 100%、B: 75%、C: 50%、D: 25%、E: 0%
a: 100%、b: 83%、c: 67%、d: 50%、e: 33%、f: 17%、g: 0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO(S型) 【段階選抜】		WTO(S型) 【段階選抜以外】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価有り】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価無し】	
企業 の 能力 等	必須	工事实績	過去15ヶ年間に完成した同種工事の工事实績 提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること(公共性のある施設とは、建業法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	5.0	15.0	—	15.0	5.0	5.0	15.0	
		工事成績	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関係を除く)、北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事の当該工事種別における過去15ヵ年度+当該年度のうち申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	6.0							
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事及び工事成績相互利用適用対象工事(九州地方整備局管内に限る)の当該工事種別における過去4年間の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g						3.0		6.0
		表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近2ヵ年の実績(〇〇[工程]関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰又は部長表彰:C なし:E	2.0					2.0		2.0
		WLBの認定	WLBの認定	2段階	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業等)、次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業):A なし:E	1.0					1.0		1.0
		カーボンニュートラル取組実績	カーボンニュートラル取組実績の評価	2段階	燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績又はSBT認定取得企業の証明等があれば評価	1.0							
		地元企業活用比率 【建築B等級の場合にのみ適用とする】	地元下請け企業との契約比率と地元資材調達比率の合計比率(比率については、それぞれ、入札価格に対する割合とする。)申請比率により評価する	4段階	※申請比率により評価 75%以上:A 50%以上75%未満:B 25%以上50%未満:C 25%未満:E						3.0		
		〇〇エへ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 (※但し、工程によってはオプションとする)	本工事の指定する工程への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰)又は国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を3名配置:A、 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)又は国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を2名配置:B、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者を1名配置:C、 なし:E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る								1.0
に 関 連 す る 評 価 項 目	必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	提出あり:A 提出なし:E			4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)	賃上げ基準に達していない場合等(減点)	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)の減点を行う			▲ 5.0		▲ 5.0		▲ 5.0	
減点項目		九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5% 口頭注意:加算点満点の2.5%	▲4.0 ▲2.0 ▲1.0					▲6.40 ▲3.20 ▲1.60	▲6.40 ▲3.20 ▲1.60		
合 計						40(一次審査の合計)		64		64		64	

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
A: 100%、B: 75%、C: 50%、D: 25%、E: 0%
a: 100%、b: 83%、c: 67%、d: 50%、e: 33%、f: 17%、g: 0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	WTO(S型) 【段階選抜】		WTO(S型) 【段階選抜以外】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価有り】		WTO以外(S型) 【地元企業活用評価無し】	
技術提案 (段階選抜における二次審査)		・工事的物の性能・機能に関する事項、 ・現場状況に適合した施工上の課題に関する事項等 合計課題数を3課題(一次審査:1課題、二次審査:2課題)とする。	発注者が指定した評価項目に係る技術提案に基づく施工計画等	提案に見合った段階数を設定	<技術提案>一次及び二次審査【3課題】の合計:60点 ※一次審査の技術提案【1課題】(20点)のみ二次審査にそのまま準用。	20 ※	60						
					二次審査の技術提案【2課題】(40点)	40							
に賃 関 上 す る の 評 実 価 施	必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	提出あり:A 提出なし:E	4.0	4.0						
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)	賃上げ基準に達していない場合等(減点)	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)の減点を行う	▲ 5.0							
合 計						64(二次審査の合計)		—		—		—	

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)評価基準【営繕関係】 1／3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型) 【本官】【分任官】		施工能力評価型Ⅰ型 【地元企業活用評価あり】		(R5)営繕チャレンジ型	
施工計画		「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」(1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	Ⅰ型の場合のみ適用		Ⅰ型の場合のみ適用			
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事実績	過去15ヶ年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績 提出された同種工事の工事実績が公共性のある施設であること (公共性のある施設とは、建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	5段階	より同種性の高い工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:A 同種性が認められる工事において、監理(主任、特例監理)技術者あるいは現場代理人として従事:B より同種性の高い工事において、担当技術者として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:D 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	6.0	19.0	6.0	19.0	—	—
		工事成績	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(港湾空港関係を除く)、北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事の当該工事種別における過去4ヵ年度+当該年度のうち申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a、79点:b、78点:c、77点:d 76点:e、75点:f、74点以下:g	10.0		10.0		—	
		表彰(優秀技術者、若手優秀技術者)、「海外インフラプロジェクト技術者評価・表彰制度」による表彰	大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4ヵ年の実績(〇〇[工種]関係工事に限る)	3段階	局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長表彰又は国土交通大臣賞:A 事務所長表彰又は部長表彰又は国土交通大臣奨励賞:C なし:E	2.0		2.0		—	
		配置予定技術者の資格	1級〇〇施工管理技士の経験又は、配置予定技術者が1級〇〇施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級〇〇施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A、5年以上10年未満:B、3年以上5年未満:C、3年未満:E 《指導員の同時配置》 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0		1.0		—	
	オプション項目	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (当面の間、コロナウィルスの関係で、証明日がH31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること。単位取得証明期間は、H31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—
		その他	工事特性により適宜設定可	2～3段階	工事特性により適宜設定可	1.0		1.0		—	—

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)評価基準【営繕関係】 2／3

評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型) 【本官】【分任官】		施工能力評価型Ⅰ型 【地元企業活用評価あり】		(R5)営繕チャレンジ型	
企業 の 能力 等	必須	工事実績	過去15ヶ年間に完成した同種工事の工事実績 提出された同種工事の施工実績が公共性のある施設であること(公共性のある施設とは、建築法施行令第27条第1項の各号に定める工事)	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	9.0	2.0	9.0	10.0	10.0
		工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事及び工事成績相互利用適用対象工事(九州地方整備局管内に限る)の当該工事種別における過去4年間の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	4.0		4.0		—	
		表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇[工種]関係工事に限る)	3段階	局長表彰、認定:A 事務所長表彰又は部長表彰:C なし:E	2.0		2.0		—	
		週休2日工事の実績	H30年度以降＋当該年度に完成した当該工種種別における週休2日工事の実績	4段階	4週8休工事の実績:A、 4週7休工事の実績:B、 4週6休工事の実績:C、 週休2日工事の実績なし:E	1.0		1.0		—	
企業 の 能力 等	オプション項目	下請け予定業者の表彰実績	平成19年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請者表彰 (事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰又は部長表彰):A、 なし:E	—	6.0	1.0	6.0	—	5.0
		若手・女性技術者の配置促進	35歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置	2段階	配置あり:A、 配置なし:E	1.0		1.0		2.0	
		ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	両方取得:A、どちらか取得:C、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		建設業退職金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会策定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	取得:A、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0		1.0		1.0	
		〇〇エへ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 (※但し、工種によってはオプションとする)	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰)又は国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を3名配置:A、 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設ジュニアマスター)又は国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を2名配置:B、 当該工事内容に該当する登録基幹技能者を1名配置:C、 なし:E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	1.0		1.0		1.0	
		その他評価すべき項目	—	2段階	あり:A、なし:E	1.0		1.0		1.0	

施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型)評価基準【営繕関係】
 3／3

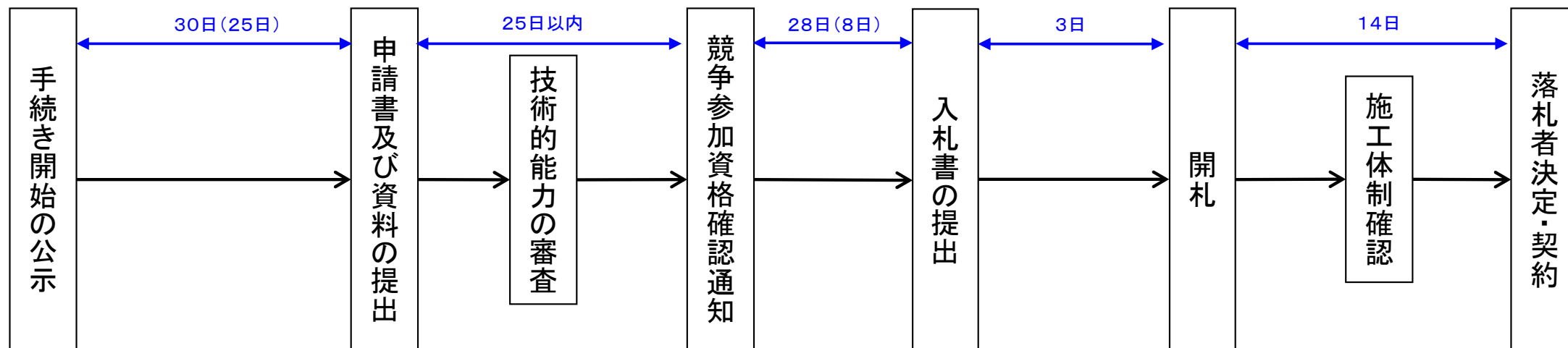
評価項目の満点に対しての評価割合(率)
 A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型) 【本官】【分任官】		施工能力評価型Ⅰ型 【地元企業活用評価あり】		(R5)営繕チャレンジ型	
地域貢献等		災害協定に基づく活動実績		2段階	あり:A、なし:E	—	5.0	—	5.0		15.0
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0		—		5.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0		—		5.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	指定する地域内における本店の所在	2段階 又は 3段階	地域内に本店あり:A、地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、地域内近郊に本店あり:C、地域内に本店なし:E	1.0		2.0		5.0	
		地元企業活用比率 【建築B等級の場合にのみ適用とする】	地元下請け企業との契約比率と地元資材調達比率の合計比率 (比率については、それぞれ、入札価格に対する割合とする。) 申請比率により評価する	4段階	※申請比率により評価 75%以上:A 50%以上75%未満:B 25%以上50%未満:C 25%未満:E			3.0			
		その他評価すべき項目	—	2段階	あり:A、なし:E	—		—		1.0	
賃 関 上 げ の 評 価 施 に	必須	賃上げの実施を表明した企業等	従業員への賃上げ計画の表明書	2段階	提出あり:A、提出なし:E	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)	賃上げ基準に達していない場合等(減点)	2段階	賃上げ基準に達していない場合または本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加算された割合よりも大きな割合の減点(1点大きな配点)の減点を行う	▲ 4.0		▲ 4.0		▲ 3.0	
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※ 口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5% 口頭注意:加算点満点の2.5%	▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		▲4.30 ▲2.15 ▲1.08		▲3.20 ▲1.60 ▲0.80	
合 計						43		43		32	

総合評価落札方式手続きフロー(例) 1 / 3

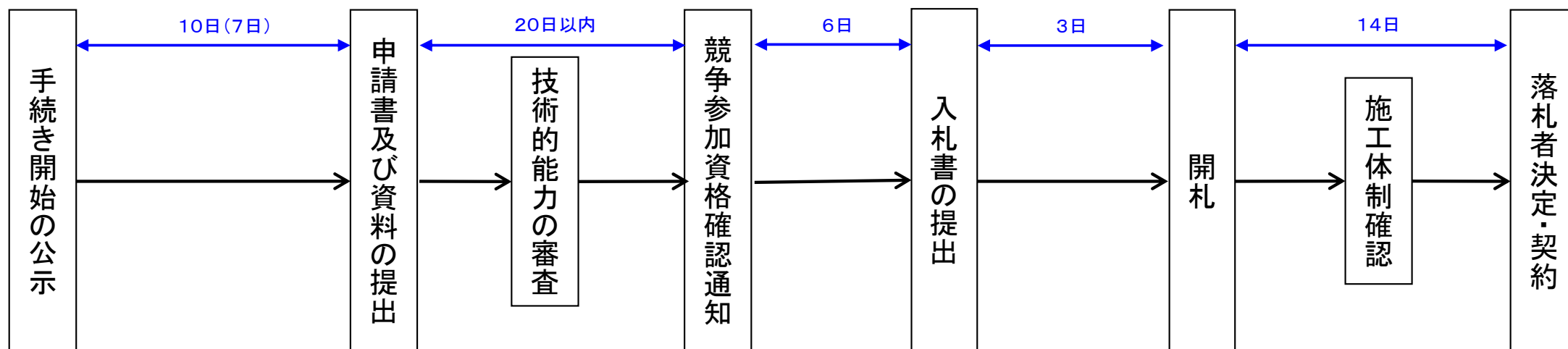
①技術提案評価型(S型)

※()はWTO以外



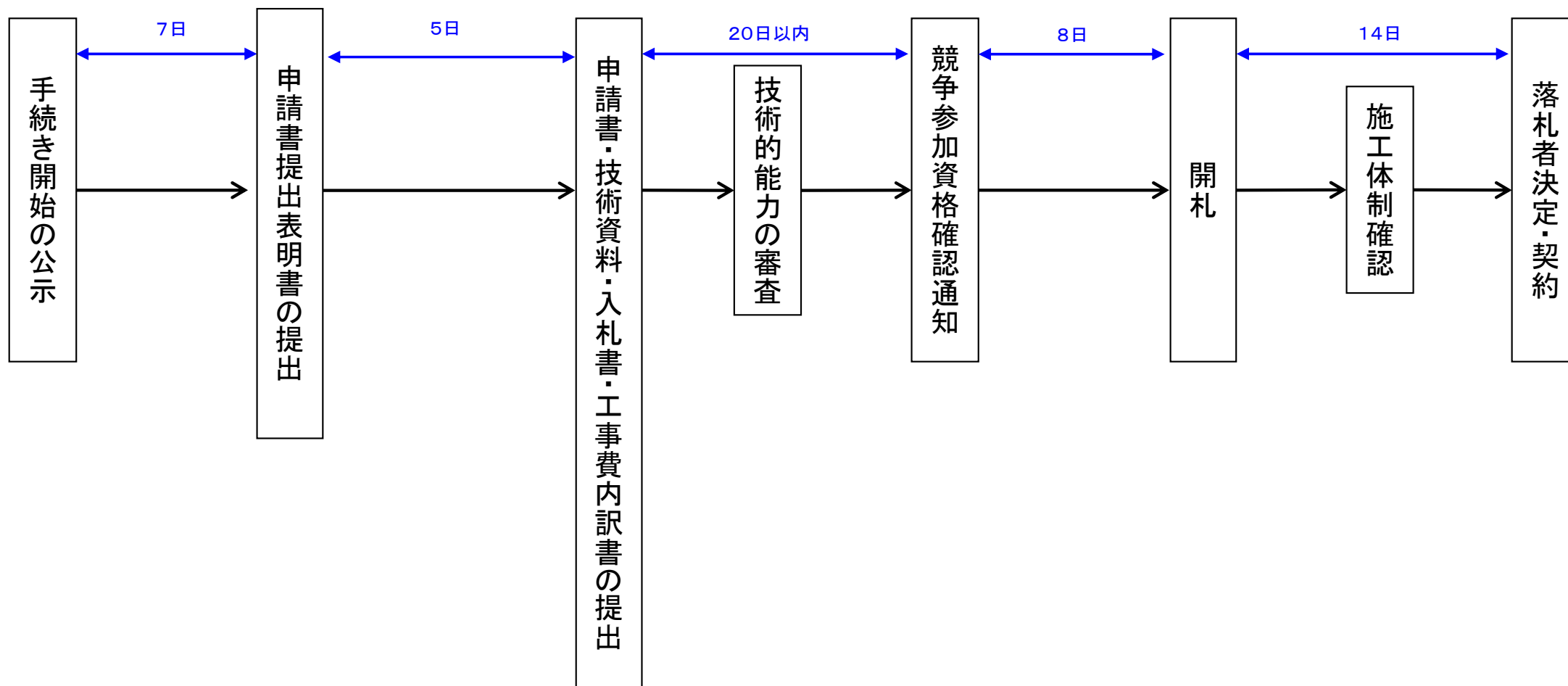
②施工能力評価型(I型・II型)

※()はII型

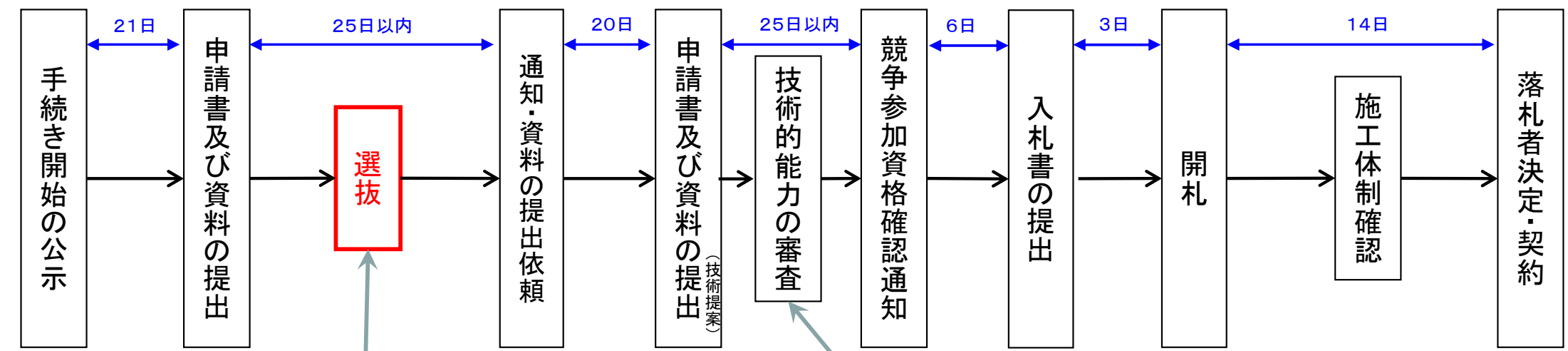


総合評価落札方式手続きフロー(例) 2/3

③【手続き見直し】施工能力評価型(Ⅰ型・Ⅱ型) ※所謂同時提出型



④技術提案評価型(S型)【WTO】段階選抜方式



1段階目の評価項目詳細	技術者(5点)	実績(5点)
	企業(15点)	実績(5点)、成績(5点)、表彰(2点)、その他(3点)
	技術提案(1テーマ)(20点)	品質の向上、環境対策、施工計画等から1テーマ
	減点項目(-4点)	指名停止(-4点) 文書注意(-2点) 口頭注意(-1点)

2段階目の評価項目詳細	技術提案(3テーマ)(60点)	品質の向上、環境対策、施工計画等から2テーマ及び1段階目の技術提案1テーマ
	賃上げ(4点)	賃上げ(4点)
海外企業の扱い	国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、九州地方整備局において競争参加資格を確認の上、求めた工事実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。	

※一次審査の配点は、必要に応じて適宜設定できる。

3. 試行工事について

試行工事名		試行概要	試行開始時期	試行対象工事		令和5年度の方針	九州独自
1	新技術導入促進型（Ⅰ型、Ⅱ型）	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官工事の土木系工事	継続	
2	企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 （令和5年4月一部改正）	対象工事	分任官工事の土木系工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
3	簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事（施工能力評価型Ⅱ型）	継続	
4	一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 （令和2年12月一部改正）	対象工事	総合評価落札方式の全ての契約方式	継続	
5	技術提案チャレンジ型（Ⅰ型、Ⅱ型）	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 （令和4年4月一部改正）	対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事	継続	
6	電気通信チャレンジ型	・電通チャレンジ型（参入促進型）（受変電設備工事） 成績評価での加点は行わず、施工実績で加点 ・電通チャレンジ型（担い手確保型）（通信設備工事） 技術者の能力等は求めず、企業の施工能力と施工計画のみで評価	令和元年度	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	継続	○
7	機械チャレンジ型	【技術者確保タイプ】 ・技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。 【参入促進タイプ】 ・当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価する。	令和元年度 （令和5年4月一部改正）	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
8	営繕チャレンジ型	・配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。 ・企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。	令和元年度 （令和5年4月一部改正）	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
9	フレームワーク方式	該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式	令和2年度	対象工事	分任官発注のうち、災害復旧工事又は競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事	継続	○

【背景】

- 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進（Ⅰ）型**にあっては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進（Ⅱ）型**にあっては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげるものである。

【内容】

➤ 新技術導入促進（Ⅰ）型

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価（1点）

新技術導入促進（Ⅰ）型【実用段階にある新技術を対象】

- ・ 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

工事価格

新技術
活用経費

※工事価格には、一般管理費等を含む

➤ 新技術導入促進（Ⅱ）型

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価

新技術導入促進（Ⅱ）型【研究開発段階にある新技術を対象】

- ・ 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】

工事価格

+

新技術
導入経費※

※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

2. 企業実績評価型

【背景】

- 監理（主任）技術者の不足による入札不調対策技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。
 - ・ 配置予定技術者の能力等 20点 【配置予定技術者の能力等を求めない】
⇒ 本試行： 0点
 - ・ 企業の能力等 15点
⇒ 本試行： 16点
 - ・ 地域貢献等 5点
⇒ 本試行： 4点 【災害協定実績は必須】
- 競争参加資格としての配置予定技術者の同種要件についても求めないこととする。
- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、機械経費の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実績等を踏まえ、適切に実施することとする。

総合評価配点表		
企業評価点 (20点)	企業の能力等 最大 16点	工事实績 3点
		工事成績 4点
		表彰2点
		手持ち 5点
		週休2日 1点
	地域貢献等 最大4点	OP 1点
		災害協定実績 【必須】 2点
賃上げ加算 2点	賃上げの実施に 関する評価 2点	OP 2点
		賃上げの実施を 表明した企業等 2点

3. 簡易確認型

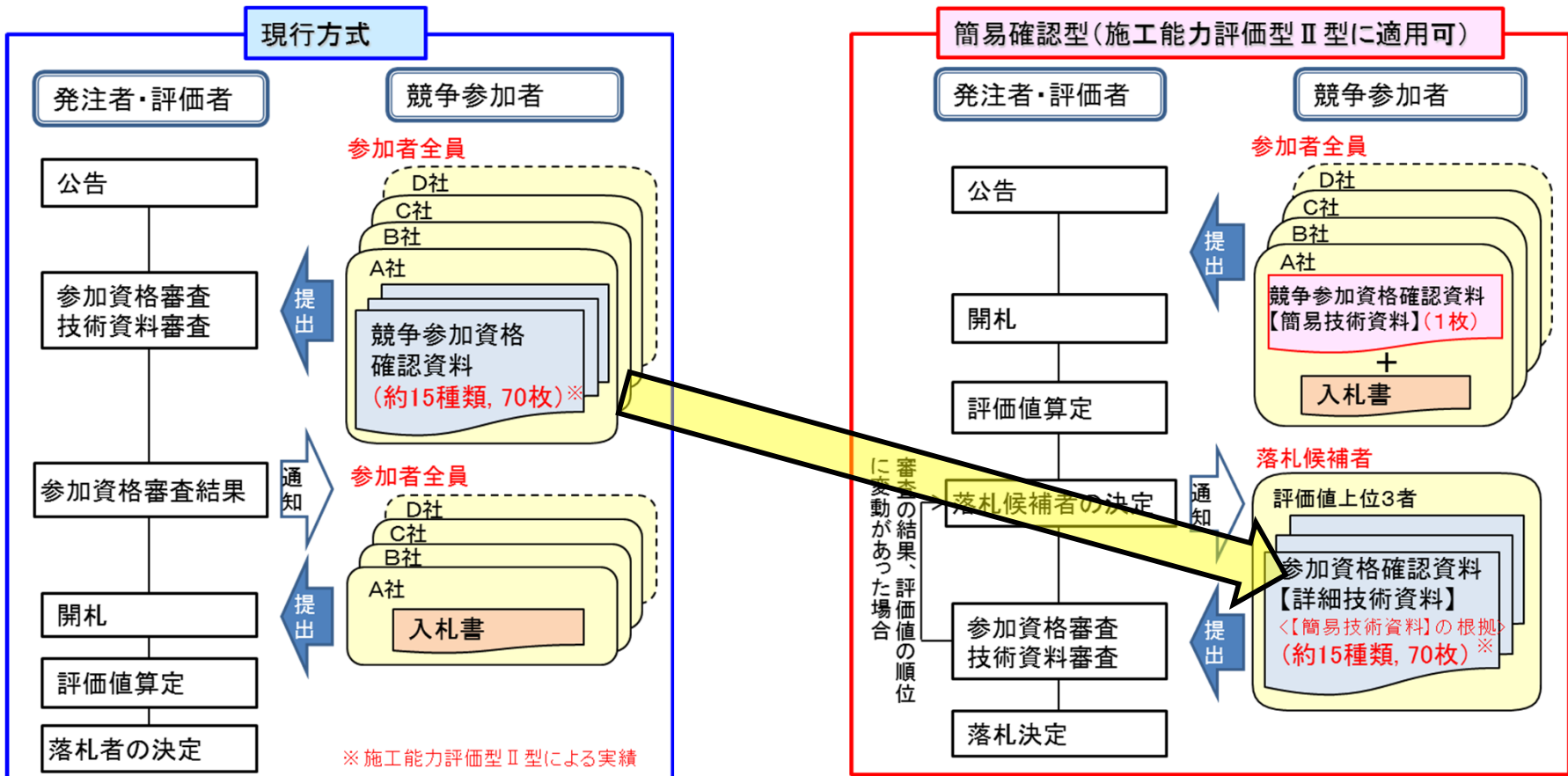
一般土木C（施工能力評価型Ⅱ型）を対象

【背景】

- 現行方式では、技術資料の作成や技術審査に多大な負担を要している。
- 総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、**競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減**を図る。

【内容】

- 本試行は、**入札書**と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】（1枚）の提出を求め評価値を算定し、**評価値上位3者を落札候補者**として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認し、落札者を決定するものである。



4. 一括審査方式

【背景】

- 労働力人口が減少する中、受発注者双方において、入札・契約手続きの簡素化、効率化が課題となっている。工事内容が同様の工事で、かつ参加資格要件等が共通の複数工事の発注にあたって、効率的な発注事務を実施する必要がある。

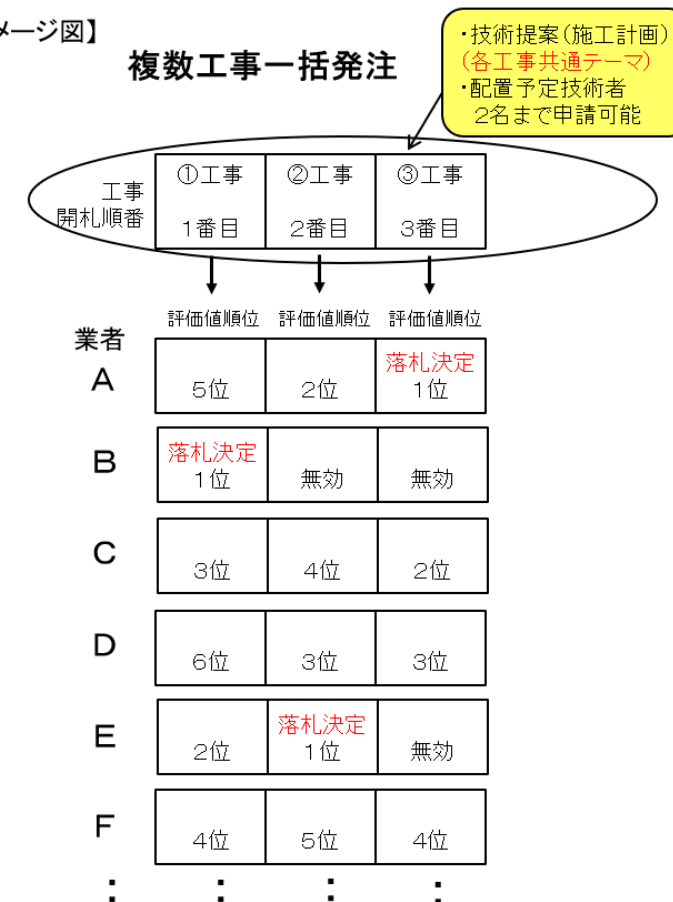
【内容】

- 参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加資格者からの技術資料の提出は1つのみとし、発注者・競争参加資格者双方の業務負担の軽減を図る。

一括審査方式の内容

- ①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案を求める。
- ②競争参加者は、すべての工事または、希望する工事に参加できる。ただし、配置予定技術者は2名まで申請可能とする。(3件以上の場合も上限は2名まで)
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札者とする。
- ④落札者は、次の工事以降は無効となる。

【イメージ図】



5. 技術提案チャレンジ型

分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事を対象

技術提案チャレンジ型の概要

- 地元に精通した企業は地域防災の担い手であり、地元の企業・技術者の育成が必要である。
- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。
- 本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したⅠ型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするⅡ型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

【評価表】

Ⅰ 型					Ⅱ 型				
評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%					評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%				
評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注（契約）実績に応じて加点する。	3段階	0件 :A(5点) 1件 :D(1.25点) 2件以上:E(0点)	5.0	受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注（契約）実績に応じて加点する。	5段階	・過去5ヵ年度及び当該年度の実績なし:A(5点) ・過去4ヵ年度及び当該年度の実績なし:B(3.75点) ・過去3ヵ年度及び当該年度の実績なし:C(2.5点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績なし:D(1.25点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績あり:E(0点)	5.0

評価の例（Ⅱ型） ※令和5年度の場合							実績無し
H29年度以前	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (当該年度)	評価
実績有り							A(5点)
	実績有り						B(3.75点)
		実績有り					C(2.5点)
			実績有り				D(1.25点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		
						実績有り	

6. 電気通信チャレンジ型

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。（市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事）（**参入促進型**）
- ・地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

分類		評価項目		配点			
施工計画							
の能力等	配置予定技術者 必須 項目 オプション	工事实績	5.0	20			
		工事成績	10.0				
		表彰(優秀技術者)	3.0				
		配置予定技術者の資格	1.0				
		継続教育(CPD)の状況	1.0				
		指定する工事の施工実績	1.0				
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0				
		その他	1.0				
企業の能力等	必須	工事实績	2.0	14			
		工事成績	4.0				
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0				
		工事の手持ち状況	5.0				
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0				
		下請け予定業者の表彰実績	1.0				
	オプション項目	〇〇工事の実績	1.0				
		新技術の活用	1.0				
		情報化施工技術の活用	1.0				
		ISOの認証取得状況	1.0				
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0				
		建設業労働災害防止協会加入	1.0				
		建設業退職金共済制度加入	1.0				
		その他評価すべき項目	1.0				
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6			
		維持工事等の実績	2.0				
		近隣地域内工事の実績	2.0				
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0				
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0				
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0				
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0				
		合 計				40	

分類		評価項目		配点			
施工計画							
の能力等	配置予定技術者 必須 項目 オプション	工事实績	20.0	20			
		工事成績	-				
		表彰(優秀技術者)	-				
		配置予定技術者の資格	-				
		継続教育(CPD)の状況	-				
		指定する工事の施工実績	-				
		発注者の指定する資格保有技術者	-				
		その他	-				
企業の能力等	必須	工事实績	14.0	14			
		工事成績	-				
		表彰、工事成績優秀企業の認定	-				
		工事の手持ち状況	-				
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-				
		下請け予定業者の表彰実績	-				
	オプション項目	〇〇工事の実績	-				
		新技術の活用	-				
		情報化施工技術の活用	-				
		ISOの認証取得状況	-				
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-				
		建設業労働災害防止協会加入	-				
		建設業退職金共済制度加入	-				
		その他評価すべき項目	-				
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6			
		維持工事等の実績	2.0				
		近隣地域内工事の実績	2.0				
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0				
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0				
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0				
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0				
		合 計				40	

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行（**担い手確保型**）
- ・配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・総合評価において、技術者の能力等は求めずに、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

分類		評価項目	配点	
施工計画				
配置予定技術者の能力等	必須項目 オプション	工事实績	5.0	20
		工事成績	10.0	
		表彰(優秀技術者)	3.0	
		配置予定技術者の資格	1.0	
		継続教育(CPD)の状況	1.0	
		指定する工事の施工実績	1.0	
		発注者の指定する資格保有技術者	1.0	
		その他	1.0	
企業の能力等	必須	工事实績	2.0	14
		工事成績	4.0	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0	
		工事の手持ち状況	5.0	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0	
	オプション項目	下請け予定業者の表彰実績	1.0	
		〇〇工事の実績	1.0	
		新技術の活用	1.0	
		情報化施工技術の活用	1.0	
		ISOの認証取得状況	1.0	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	
		建設業労働災害防止協会加入	1.0	
建設業退職金共済制度加入	1.0			
その他評価すべき項目	1.0			
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計		40		

分類		評価項目	配点	
施工計画			○	○
配置予定技術者の能力等	必須項目 オプション	工事实績	-	-
		工事成績	-	
		表彰(優秀技術者)	-	
		配置予定技術者の資格	-	
		継続教育(CPD)の状況	-	
		指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
企業の能力等	必須	工事实績	5.0	14
		工事成績	9.0	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
		工事の手持ち状況	-	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
	オプション項目	下請け予定業者の表彰実績	-	
		〇〇工事の実績	-	
		新技術の活用	-	
		情報化施工技術の活用	-	
		ISOの認証取得状況	-	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	
		建設業労働災害防止協会加入	-	
建設業退職金共済制度加入	-			
その他評価すべき項目	-			
地域貢献等	オプション項目	災害協定に基づく活動実績	2.0	6
		維持工事等の実績	2.0	
		近隣地域内工事の実績	2.0	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	
		継続的な営業に基づく信頼度	2.0	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	
合 計		20		

7. 機械チャレンジ型(1/2)

【背景】

- 現行の試行により、経験の少ない技術者の参加ができる事となった一方、工事实績が多い企業が受注している傾向となっていることから、現在の機械チャレンジ型に加えて、直轄工事の受注件数が少ない企業にも受注機会が拡大するよう、配点を見直した新たなチャレンジ方式（参入促進タイプ）を追加する。
- 併せて、現行の機械チャレンジ型を技術者確保タイプとし、より企業の能力に重視した配点に見直しを行う。

【内容】

【技術者確保タイプ】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事で、監理（主任）技術者不足等により不調不
落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

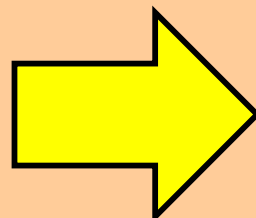
【参入促進タイプ】

- 「参入促進タイプ」は、技術者の能力を求めないことに加え、受注実績が少ない企業に受注機会を与えることが目的であることから、工事成績・表彰、工事の手持ちに関する評価項目は削除し、当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、比較的難易度の低い更新や修繕を行う機械設備工事で、当該年度の発注状況を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

7. 機械チャレンジ型(2/2)

【現行と見直しの概要】

機械チャレンジ型 【試行：現行】		企業評価点 (43点)
企業の能力等 最大14点	工事实績 2点 工事成績 4点 表彰1点 手持ち 3点 技能者顕彰等 2点 週休2日1点 OP1点	
地域貢献等 最大26点	災害協定実績 6点 特定工事实績 10点 近隣点検実績 10点	
賃上げの実施表明 3点		



機械チャレンジ型 【試行：技術者確保タイプ】		企業評価点 (25点)	機械チャレンジ型 【試行：参入促進タイプ】		企業評価点 (13点)
企業の能力等 最大14点	工事实績 2点 工事成績 4点 表彰1点 手持ち 3点 技能者顕彰等 2点 週休2日1点 OP1点		企業の能力等 最大6点	工事实績 2点 受注実績 3点 OP1点	
地域貢献等 最大9点	災害協定実績 3点 特定工事实績 3点 近隣点検実績 3点		地域貢献等 最大6点	災害協定実績 3点 近隣点検実績 3点	
賃上げの実施表明 2点			賃上げの実施表明 1点		

8. 営繕チャレンジ型

営繕チャレンジ型

【背景】

・営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。

・そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。

・また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。

・以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手又は女性技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【概要】

評価項目		営繕チャレンジ型 【（R4）試行】配点		営繕チャレンジ型 【（R5）試行】配点	
配置予定技術者の能力等	工事实績		0.0		0.0
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	配置予定技術者の資格 （資格取得後の経験年数）				
	オプション項目 （継続教育（CPD）の状況）				
企業の能力等	工事实績	10.0	18.0	10.0	15.0
	受注（契約）実績	4.0			
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	登録基幹技能者等の配置	1.0		1.0	
	オプション項目 （若手又は女性技術者の配置、労災共、 建退共への加入等）	3.0		4.0	
地域貢献等 （オプション項目）		12.0	12.0	15.0	15.0
賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0		2.0	
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	▲ 3.0		▲ 3.0	
合計		32.0		32.0	

※営繕チャレンジ型の配点の見直し。

- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない（変更無し）。
- ・受注（契約）実績の評価項目を無くし、若手又は女性技術者の配置促進（1点→2点）、及び地域貢献等の配点（12点→15点）を増加。

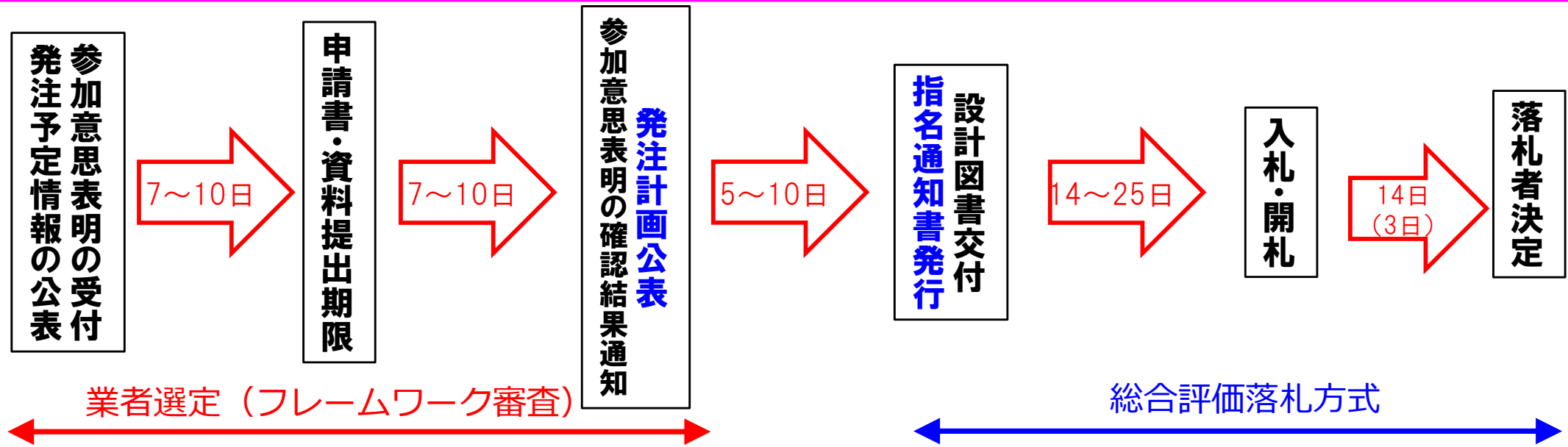
9. フレームワーク方式

【フレームワーク工事について】

該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式

【対象工事】

- ①分任官発注の災害復旧工事
- ②競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事（土工、築堤工事等）
- ③ 1 フレームワーク工事の対象工事件数は3件以上



【業者選定（フレームワーク審査）】

- 指名業者の審査基準に基づき選定評価表を作成し、各工事に指名する業者を選定

【総合評価落札方式】

- 評価値 = (標準点100点 + 加算点(10点) + 賃上げ加点(1点)) + 施工体制評価点(30点) ÷ 入札価格
- 加算点(10点)の内訳(企業評価のみ) :
 - ・ 企業能力等(6点) 【工事实績(3点)、工事成績(3点)】
 - ・ 地域貢献等(4点) 【災害協定の活動実績(2点)、近隣地域内工事の実績(2点)】